領域紛争事件判決の履行に関する一考察

力 ベメル \parallel 海洋境界画定事件を素材として一 ナ イジ エ IJ T 間 0 領 土

櫻 井 利 江

3 2 はじめに 1 非植民地化における国境線 紛争の平和的解決

領域紛争をめぐる判決とその履行

カメルーン=ナイジェリア間の領土・海洋境界画定事件(本案判決)

(1) チャド湖地域

2 1

チャド湖から大西洋岸まで

 $\widehat{4}$ 海洋境界 3 2

バカシ半島

3

阪経法論 83('20.11) 1

論

1 影響を受ける人民 判決履行過程―最終的解決までのプロセス

- (1) 判決における人民の保護
- (2) ナイジェリアおよび関係住民の対応
- 2 3 履行準備
- 物理的画定
- (1) 物理的画定工程
- (2) 第一段階 第二段階 撤退プロセス 境界に関する合意

3

第三段階 調査および測量

 $\widehat{4}$

(5) 第四段階 標柱埋設

4 小括

兀

結びに代えて

国際紛争の平和的解決の達成を巡っては二つのアプローチがあるとブライアリー(J. L. Brierly)は論じる。一つは

1

紛争の平和的解決

はじめに

第三者または紛争解決機関によって指示される解決を受け入れる方法、もう一つは当事国自身の交渉により相手国を

阪経法論 83('20.11)

2

ては、

アフリカ諸

実施されるまでもまた当事国間交渉に委ねられる。 託は当事国間の交渉による合意があって開始され、 説得しながら紛争解決に合意する方法である。 なる。未解決として残された問題は最終的には交渉により政治的に決着することになろう。 な要因を含む。 前者のアプローチのうち司法機関 前者の場合でも、 への付託は法的側面を処理するが、 またそれらの決定または判決が履行され判決内容に沿って完全に 国家間紛争は法的、 紛争解決のための第三者機関または司法機 経済的、 社会的、 他の要因による問題は未解決と 歴史的 民族的その他多様 関 の付

非植民地化における国境線

2

が多く発生している。 った紛争を司法機関に付託して解決する事例が一九八〇年代以降に見られるようになった。 国家として国境線を明確に設定する必要が生ずる。その結果、新たに独立した隣接国間で領域主権・国境を巡る紛争 植 民地時代には 行政的境界線が画定されていなくても、大きな問題は発生しなかったが、 歴史をみても領域紛争は武力衝突を誘発し、 国際の平和と安全への脅威となってきた。こうい 独立を達成すると、 主

境界線を新独立国の国境線として転用した。ウティ・ポッシデティス原則および独立時点での国境線尊重原則につい では非植民地化の際、 的経緯からまた別の共通要因を含んでおり、 領 (土・国境紛争発生の原因は多様である。 国間には合意がある。 ウティ・ポッシデティス原則 アフリカおよび中南米地域における領土国境紛争に関しては、 紛争解決をさらに複雑にしている。かつて植民地の地位にあった両地域 (uti possidetis juris) を採用し、 非植民地化時点におけ その る行政 歴史

そもそも植民地境界線画定当時、 ´ティ ・ ポ ッシデティス原則の適用は、 将来、 それが国際的境界として転用されることは全く画定当事者の念頭にはなかっ 地域の平和と安全への脅威の最小化を最優先して採られた方法であった。

た。植民地支配国が線引きした境界は当初から問題を抱えていた。

意的であるが、

判決は植民地時代から継承した境界線の不可侵性を示唆している。

ナ事件仲裁裁定) つ長期にわたって存続してきた事態は可能な限り変更しないことが確立した国際法の原則」(一九○九年グリスバダル プレア・ビヘア寺院事件判決)とされる。植民地支配国が画定した境界線は以下のような問題があり、 領土・国境紛争事件に関する裁判では植民地時代の境界画定文書を優先して境界を画定してきた。「現実に存在しか であり、「国境は一度、当事国間合意により確定されると、安定性と最終性を有する」(一九六二年 不合理かつ恣

アフリカでの植民地境界線は一七七カ所で文化的または民族的集団を分断している。また同一民族の居住領域を分断 線または緯線に沿って、また他の三〇%は直線または曲線を描いて画定された。一九八四-八五年の調査によれば、 問題点として第一に、 また居住領域と生活の糧である牧草地、耕作地、 地理的状況等の要因をを無視して恣意的に線引きしたものである。植民地時代の行政的境界線の四四%は子午 行政的境界線は植民地支配国が不明確な地図上に現地住民の民族的特徴、 水源等を分断することもある。 分布、 民族の生活

の調査に基づいて製作したものが多いからである。 する合意文書の添付地図のほとんどは当該地域に関する予備知識のないまま派遣された植民地地図業者が、 の法的根拠として用いられた文書および地図は、もともと正確性、 ではないため、 第二に、植民地支配国間での合意文書および植民地行政的境界線の地図又は正確な測量及び現地調査に基づくもの 境界は多くが不明確かつ不正確であり、 その正確性と信頼性は疑問視される。 精密性といった点で完璧ではない。 裁判において国境画定 境界画定に関 いささか

境界画定条約は概して境界の略図を線描きした地図を添付してい 地名、 河川名はあいまいであり、しばしば同一名称が複数記載されることがある。河川の川筋、 る。 このような地図は不明瞭で不正確である。 水域、 例

に及ぶ陸地国境全体のうち、 環境の変化を原因として村落自体が位置を変え、住民が定住地を移動することがある。アフリカ大陸の八三,〇〇〇 に記載される地名 の状況は自然現象により経年変化する。境界画定文書および地図に記載された名称は、 河川等の呼称に関しては、 詳細な地理的測量及び調査に基づいた正確な物理的境界線が設置されているの 地図作成当時の名称が消滅または変更された場合もある。 変更されることがある。 戦争や自 は 地 五. % km

程度である。

故郷 はその意思に反して自己のアイデンティティと異なる国家に帰属する民族的少数者となり、 設置等により物理的に表示されるのは一 の存在を認識せずに境界を跨いで往来することもあった。 は他 .国の主権の下に置かれる場合もある。 行政的境界線 画定当時、 当事国間で文書による合意がなされた場合でも、 部区間であり、 境界地帯の住民に周知させることもない。 非植民地化に伴って国境線が画定されることにより、 実際に境界現地に 住民の生活基盤であった 従って住民は境界 B 礎 住民 石

3 領域紛争をめぐる判決とその履行

履行 当事 た場合でも、 領 ,国に拘束力があるが、 (B) 境界紛争に関しては、たとえ国際裁判または第三者による国際紛争解決手続きによって法的な判断が示され 場合、 長期にわたり敵対してきた当事国間で紛争が直ちに解決することは稀である。 国連憲章九四条二項にもとづく安保理決議により履行を要請することができるが 判決言い渡しの時点で裁判所は紛争解決の任務を終えることになる。 国際司法裁判 当事国 同 制 が判決義務を 度 所 の効果は 判決は

実施されるまでには波乱や苦難に

することになれば、そのような決定は紛争当事国および同国民には受け入れ難く、

しかし国境画定により領域に付随する住民、

資源、

歴史的文化的宗教的

遺産等を喪失

実行においては限定的である。

ついては法的には決着していない。

満ちた長期過程がある。

との間で領有権を巡って争われたプレア・ビヘア寺院事件に関し、一九六二年に同寺院の帰属を判断し同寺院からの 断が二〇一三年一一月に示されたが、一九六二年判決以降も当事国間の武力衝突が繰り返され、寺院周辺の国境線に 軍隊撤退を命令したが、 が仲裁裁定を示したが、 グランデ川河岸の二: 四㎞の土地の帰属を巡って争われたエル・チャミザル紛争に関し、一九一一年に国際国境委員会 でも、直ちに当事国が判決に従った実行を期待するのは困難である。例えば、米国とメキシコとの国境とされたリオ・ 長期にわたり敵対してきた国家間紛争は、 軍隊の撤退命令の履行は二〇一二年七月であった。なお、寺院周辺の土地の帰属に関する判 同裁定の履行について当事国が合意したのは一九六四年であった。また、カンボジアとタイ たとえ国際司法裁判所に付託されて判決の形で司法的解決に至った場合

国人又は少数者となった集団については、差別待遇および不利益を被るという問題が生じる。 多数の人民の権利及び利益が侵害されるという問題、 関による国境画定により、 とにより、 に基づいて決定された境界と、 判決履行過程についても円滑な進行は容易ではない。領土国境紛争の場合、 関係住民がその意思又は帰属意識と相入れない領域国の領域主権の下に置かれることになる。紛争解決機 国境地域に居住する人民は長い歴史を通じて育まれた集団及びその生活環境が分断され、 植民地時代における管轄権行使又は独立後の国家の行為の領域的範囲とが抵触するこ 領域国の政策又は国内法制度によっては、 境界画定条約、 言い換えれば法的 国境画定によって外 権原

判決を履行するためには、 文書の解釈に基づいて国境線を画定 領域紛争の司法的解決を付託された紛争解決機関は基本的には係争領域に関して既に合意された境界画定に関する 領域主権が否定された紛争当事国の機関および人員の撤退、 (delimitation) してきたが、この境界は判決または決定文書の形で表記される。 権限移行、 現地で物理的境界

では

国際機構および諸国家が支援した。以下、

まず本件判決内容を概観し、

判決履行過程における当事国および

)関係

7

うに、 ることが困難となるという問題等がある。 を設定 (demarcation) するまでの作業を完了する必要がある。これらの履行過程の実施は容易ではない。 示す境界の座標ポイントに関する地名や地理的状況が長年を経て変化し、 当事国および関係住民が判決の受入れを拒否し、 物理的境界画定の作業に着手できないという問題、 現地で座標ポイントの正確な位置を確認 後述するよ 判決文が

当該座標点を実際の国境地帯現場で確認するための測定調査、そして国境現地における標石や標柱による物理的 が必要である れただけであり、 年一〇月一〇日)は、 行政機関 ナイジェリア= 本稿で素材とするカメルー の無条件かつ即時撤退および権限移譲を命令した。判決において国境線は文言および地図座標により表記さ カメルーン間の陸地・海洋境界を画定し、かつ相手国に帰属するとした係争領域から軍、 判決履行のためには現地の地形や地理に即して具体的詳細な境界地点についての当事国による合意 境界画定紛争としては二,一〇〇㎞に及ぶ最長距離の境界を処理する事例となった。 ン=ナイジェリア間の領土・海洋境界画定事件に関する国際司法裁判所判決 警察および (10011同判決は

民の人権侵害や経済的損失等に必要な措置をとることが必要となる。 イジェリ 帰属する民族的少数者となり、 の大きな反発が生じた。 ナイジェリアはそれまで統治した領域および自国民とみなしてきた領域住民を喪失することになり、 判 決に従った国境画定により ア人住民に対する人権抑圧が危惧された。 関係領域のナイジェリア人住民はその意思に反して自己のアイデンティティと異なる国家に 住民の生活基盤はカメルーンの主権の下に置かれることになり、 国境地帯の住民は重大な影響を受け、当該人民の人権侵害の問題が生ずることになる。 領域紛争の平和的解決のためには境界画定に伴って生ずる関係住 こ の 一 連の判決履行および国際紛争解決の過 カメルーンによるナ 国内では判決

説

を確認したい。

機関の行為、 履行にあたって障害となった具体的問題を探り、 紛争解決をもたらした要因を検証し、 残された問題点

ルーン南部に属した。英領カメルーン南部にはナイジェリアから多くの人が移住し、住民は英領カメルーン南部と英 され、英領カメルーン南部は英領ナイジェリア(英領ナイジェリア植民地)南部に、英領カメルーン北部は英領ナイ Ľ 領ナイジェリアとの行政的境界線にほとんど影響を受けず、境界線を自由に超えて社会的経済的活動を行った。 ジェリア北部にそれぞれ編入され、南部そして北部の行政単位は各々一体として統治された。バカシ半島は英領カメ 際連盟委任統治制度により、その後国連発足後は信託統治制度により統治された。委任統治および信託統治時代を通 1 英領カメルーンと仏領カメルーンとは異なる植民地行政単位とされた。英領カメルーンは、南部と北部とに分割 九一九年、 カメルーン=ナイジェリア間の領土・海洋境界画定事件(本案判決) 英仏宣言によりドイツ領カメルーン(ドイツ保護領カメルーン)は英国とフランスとに分割されて国

投票により、英領カメルーン北部はナイジェリア連邦への編入を選択し(一九五九年)、英領カメルーン南部はカ 先立ち、 的な独立を認めるよう請願したが拒否された。 国連信託統治理事会視察団は非植民地化プロセスでの住民投票に関し、 英領カメルーン住民は独立または独立がかなわない場合でも、より良い統合条件について交渉する間 勧告に従って実施された住民投票には独立の選択肢はなかった。 南北での分割実施を勧告した。住民投票に バメル 住民 暫定

一九六一年まで、英領カメルーン住民は完全にナイジェリア(植民地自治政府)議会に参加してきた。

五月、 では分離活動が活発化した。 位 ーン共和国への編入を選択した (一九六一年)。 ③ 和国憲法は二言語主義と文化的多様性を保証し、憲法上はフランス語圏地域との共存、 、の人権抑圧は激化した。同国内ではナイジェリア人の社会的、 力 (総数一○州)とされた。ナイジェリア人はカメルー バメル カメルーンのアヒージョ大統領が国民投票により連邦制を廃止すると、 ーン共和国と合併後、 英領カメルーン南部は、 ·ン人口の約二〇 - 三〇%を占める。 ③ 南西州と北西州の二州として連邦制国家カメル 経済的環境の激変等から、 カメルーン政府によるナイジェリア人 平等が謳われた。 ナイジェリア人居住地域 統合当初のカメ ーンの構 一九七二年 ルーン共 成単

った。 解決に向けた国際交渉のモデルとなる」と評価した。 裁判所は判決を下した。二〇一三年八月一五日、 ーンは一九九四年、 基文国連事務総長は ナイジェリアとカメルーンの間では、総延長約一,七〇〇km 国連安全保障理事会は同日、両当事国は国際司法裁判所判決を尊重して紛争を平和的に解決したと発表し、 両国間の領土・海洋境界の画定を求めて国際司法裁判所に提訴し、二〇〇二年一〇月一〇日 「国際法と隣国との友好協力を通じて国境紛争の平和的解決を実現したモデルであり、 一〇年有余の歳月を要したが、 にわたる陸地国境線を巡り軍事衝突が散発した。 判決に従った紛争の最終的解決に至 また紛争 力 メ 潘 同 ル

判決

相手国に帰属するとされた地域から軍、 シ半島の三部分に分けて陸地境界を、および第三国 判 決はナイジェリア= カメルー ン間の境界につい 警察および行政機関の無条件かつ即時撤退を命令した。 (赤道ギニア)の権利を侵害しない範囲までの海洋境界を画定し、 7 チャド湖周辺地域、 チャド湖から大西洋岸まで、そしてバカ 両当事国が植民地と

入れた。

が結ばれた。 された当初は英国およびドイツ間、委任統治および信託統治時代には英国とフランスとの間で境界線を画定する合意 判決は植民地時代に合意された植民地境界線画定文書を優先して国境を画定した。 植民地境界線を独立

同原則を根拠として主張し、ナイジェリアは一九一三年英独条約のバカシ半島関連条文を除き、 後に国境線に転用するウティ・ポッシデティス原則について、判決は判断を示す必要はないとしたが、カメルーンは 同原則の適用を受け

明らかな場合であっても、 国境画定により同族部族で構成される村落が分断され、または部族の居所と農地や牧草地等とが分断されることが 植民地時代に合意された境界画定文書を優先して国境を画定し、境界画定により生ずる問

(1) チャド湖地域

題については当事国間で解決するよう示した。

とみなして統治し、同住民はナイジェリアへの帰属意識を有した。 面 .の縮小によって出現した土地に移住計画を進めた。ナイジェリアはチャド湖地域の三三村落を開拓村(settlements) 同 地域では、 一九六〇年代から急速に砂漠化が進み、ナイジェリア連邦共和国は、 一九七五年から一九八八年、 湖

文書として受け入れ、一九八八年、それらの座標ポイントを承認し、一九九〇年二月、チャド湖三国境界点(tripoint) 境界委員会(LCBC) ついては一九六四年、 国際連盟から英国への委任状(一九二二年)において同境界線を確認した。チャド湖水域およびチャド湖岸の境界に チャド湖岸の境界については、英仏両国が Milner-Simon 宣言(一九一九年)において植民地行政的境界線を定め、 を設置し、LCBCは一九八四年、 チャド湖周辺地域の新独立国(ナイジェリア、カメルーン、チャド、ニジェール)がチャド湖 植民地時代に英独仏の各国が合意した境界画定文書を基礎的

からエベジ川河口での主要標識設置を含め、 法的境界画定および物理的画定作業を完了した。

居住する三三村落がナイジェリアに帰属すると主張したが、主張は一村落を除き退けられた。これによりチャド 域に関してナイジェリアが領域主権を主張した三三村落のうち Dambore を除く三二村落、 裁判においてナイジェリアは歴史的凝固、 実効的支配およびカメルーンによる黙認を根拠としてナイジェリア人が 面積八八八屋がカメル

-湖地

(2)チャド湖から大西洋岸まで

ン帰属とされた。

i

集団相互間の政治的統合は未成立という状態であった。一八八五年、英独間でヨラ(Yola 境界線北東部)からギニア 礎にした境界線は不可能と判断し、 的に画定された。一八九五年、英独両国は合同調査団による現地調査を実施したが、現地の部族集団の生活基盤を基 ヨラまで、一八九○年、ベヌエ川とチャド湖の間、そして一八九三年、チャド湖からヨラまでの植民地境界線が暫定 湾岸(リオ・デル・レイ Rio del Ray / Rio del Rey)まで、一八八六年、クロス(Cross) 植 民地化以前、現境界地域については現在のナイジェリアおよびカメルーン双方ともに、小規模集団が多数分散し、 直線的に植民地境界線を引いた。 川河口 (ギニア湾岸) から

査や測量は実施されず、 は現地での物理的境界線の位置を規定したもので、 に及ぶ植民地境界線画定文書に合意した。三月一一日条約は境界線を文言および地図により規定し、 一九一三年三月一一日および四月一二日、英独両国は現地調査を経てヨラから海 添付地図は不明瞭かつ曖昧である。 八面の地図が添付された。ただし僅かな部分を除き詳細な現地調 (クロス川河口) まで一,一〇〇 四月一二日条約 km

てコンクリート標柱および石塚により物理的境界が設置された。

九二八-一九三〇年、Thomson-Marchand 宣言において海からチャド湖までの一,六〇〇㎞について、現地調査に関 一九一九年、 英仏両国は Milner-Simon 宣言において現地での技術的作業完了までの暫定的境界線を規定し、

公文として批准し、詳細な地図を作成した。旧ドイツ領カメルーンの五分の一が英領、残りが仏領となった。一九三七-する詳細報告に沿って Milner-Simon 宣言の暫定的境界線を調整して再定義し、一九三一年、Henderson-Fleuriau 交換 九四〇年、Gemana-Obokum 間、 大西洋岸から陸地部分の二一六㎞に至る区間に、現地の自然的地理的状況に沿

ては国連信託統治理事会も確認した。英領植民地内部のこれらの行政的境界線は非植民地化以後、この行政的境界線 が国境線として転用されることになる。植民地時代に設置された物理的境界は三〇〇㎞余りである。 との境界を定義した。一九五四年、英領の南部カメルーンと北部カメルーン行政的境界線を画定し、 を設置した。一九四六年、英国は枢密院令(British Order-in-Council)によりナイジェリア保護国と英領カメル 第二次大戦後、英国は英領ナイジェリアと英領カメルーンとの行政的境界線を再編し、その一部には物理 同境界線につい 的境界線 コン

により境界地帯住民はその日常生活に不利益を被るようになったことが報告されている。他方、 由に超えて社会的経済的に活動していた。 り異なる国家となったとの認識はなかった。しかしその後の委任統治時代、英領および仏領カメルーンの境界線画定 は自民族の土地と同朋が国境によって分断され、外国になったという事実は周知されておらず、従って境界画定によ よび英領カメルーンとの行政的境界線に関する限り、境界地帯の住民は境界線にほとんど影響を受けず、境界線を自 境界地帯住民に関する第一次大戦前の状況として、英独条約により行政的境界線が画定されても、 英領ナイジェリ 国境地帯住民に アお

(ii) 境E

による村落の分断が明らかであった。しかし裁判所は境界画定文書にできるだけ厳格に従って境界線を引いた。 力 メルーン人が居住する Turu(第四地点)及びナイジェリア人が居住する Kotcha (Koja 第六地点)は、 [境線

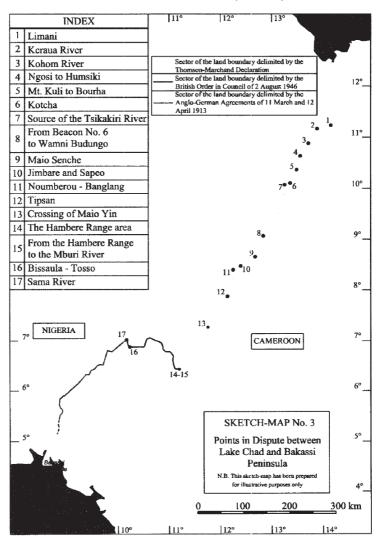
とする一七地点について精査し、そのうち以下の地点についてナイジェリアの主張を認めた。 Thomson-Marchand 恒恒气 あると主張した。裁判所はこれらの境界画定文書の該当規定のうち、当事国間に解釈または適用に関する紛争がある Defective Delimitation)、九地点は境界画定文書規定の適正な適用についてカメルーンの主張には 計八七:五㎞の区間について疑義があり、そのうち一三地点は境界画定文書の規定自体に欠陥があり 文書として有効であることは当事国は認めていた。ナイジェリアはこれらの境界画定文書の規定のうち二二地点、 九一三年三月一一日および同年四月一二日英独条約、一九一九年 Milner-Simon 宣言、 一九三一年 Henderson-Fleuriau 交換公文、一九四六年英国枢密院令が同区間の境界画定 一九二九 - 一九三〇年 「明らかな矛盾」 (Areas of

定する)境界線は裁判所によって修正されることはない』と明示し、ナイジェリアが提出した地図をより信頼性あ 定すべきであると主張した。 として証拠採用し、分水嶺に沿って境界を画定した。 方が作成した地図には分水嶺の位置に誤差があるが、Turu 付近の境界は同文書に従って分水嶺から外れるように 国作成の地図では Turu が実際には分水嶺を超えてナイジェリア領域にも拡張していると主張した。 Turuについて、 Thomson-Marchand 宣言によれば Turu 全域はカメルーン領土内に含まれる。ナイジェリアは1 判決は 「裁判所は境界画定文書の規定を解釈しうるが、(Thomson-Marchand カメル 宣言が は双

界規定からすれば Sapeo はカメルーン側に位置することになるが、これは長きにわたって確立された当該地方の Sapeo(第一○地点)地域について、ナイジェリアは以下のように主張した。Thomson-Marchand 宣言に におけ 演行 いる境

361

LAND AND MARITIME BOUNDARY (JUDGMENT)



Map No.1, Source: Land and Maritime Boundury hetween Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria: Equatorial Guineu intervening), 10 October 2002, Judgment, I. C. J. Reports 2002, p.361.

実行は Sapeo が常にナイジェリア当局に従属するとみなされてきたことを示す。Sapeo 村の課税人口は四三五人であ に一致しない。同宣言添付地図 ナイジェリア選挙人登録カードおよび地方税領収書が証拠となる。 (Map 88) はSapeoを英領ナイジェリアに位置付けており、一九二〇年代初期からの

不明確であるが、同文書作成時の議事録(一九三〇年)においてナイジェリアに帰属するよう修正する旨記録され、 判決はナイジェリアの主張を認めた。領域権原の根拠となる Thomson-Marchand 宣言では記載が無く、その帰属が

となる Kombon 山の位置についてドイツ製作の地図では実際の地点から一八㎞ずれており、カメルーンの公式地図に 抗議の欠如等を含む関係国の七五年間の実行に基づき、ナイジェリアへの帰属を判断した。 同趣旨は地図(一九三一年)その他の関連文書にも記載された。その後の住民投票(一九六一年)、カメルーンによる Hambere 連山から Mburi 川 (第一五地点付近) 区域に関し、ナイジェリアは枢密院令において国境線 画定の 自印

も誤りがあると指摘した。判決は起草者の意図を考慮し、Kombon 山を Tamnyar Peak と読み替えた。

他方、カメルーンの主張が認められた地点の一つ、Kotchaに関し、ナイジェリアは自国民による長期間の居住等を

根拠として自国への帰属を主張した。判決はナイジェリアの主張を退け、カメルーンに帰属すると判断した。Kotcha 境界を越えていようと、 のナイジェリア人村落は境界線のカメルーン側に広がっている。裁判所は境界線の一方に位置する村の範囲がいかに (国家間合意により)決定された境界を修正する権限はないとした。

山および Sama 川区域でありる。中間的かつ中立的な判断となったのは Liami、 Lip and Mberogo、Turu である。 イジェリアの領域主権が認められたのは Ndabakura、Bourha、 Wango (Ouango)、 Nyaminyami 、Sapeo、 カメルーンの主張に沿う判断が示されたのは Kotcha の他 Kohom 川周辺、Hambere Wammi Budungo の第六四標柱周辺、 Tipsan

Tipsan

Hambere 山及び Mburi 川である。

15 阪経法論 83('20.11)

ジェリアに帰属することになった。なお、判決がナイジェリアの解釈に沿った判断をした場合でも、結果的に必ずし 六〇㎞、タラバ州 以上の境界画定により、カメルーンとの国境線に沿って並ぶボルノ州 (Borno State)、アダマワ州 (Adamawa State) (Taraba State)七五嵐を含む九○鼠、ベヌエ州(Benue State)までの合計二九七:九一嵐がナイ

もナイジェリアに有利な結果をもたらした訳ではない。Jimbare(So'o、第一○地点)、Namber 川 -Banglang 山脈

一一地点)の区域に関して、判決はナイジェリアの主張を認めたが、画定された国境線はカメルーンに有利となった。

(3) バカシ半島

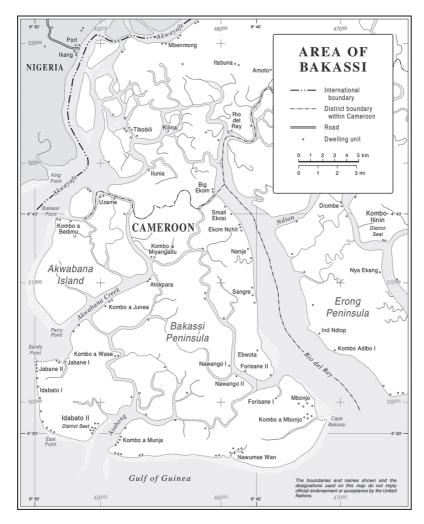
(i) 概要

条約締結により、一八八四年、英国はバカシ半島を含む王国全域を統治することになった。一八八五年、英独間で暫 定的な植民地境界線をヨラからリオ・デル・レイ(バカシ半島東端)とし、バカシ半島は英国領に含まれた。 バカシ半島を含むナイジェリア南東部沿岸からカメルーン南部を勢力圏とする旧カラバル王・首長との間での保護

は一八世紀頃からナイジェリア漁民が定住し始め、英国統治時代に移住が進んだ。 英国委任統治領南カメルーンの一部を構成し英領ナイジェリアと一体として統治された。一九五四年、英領南部カメ れた。一九二二年、旧ドイツ領カメルーンが委任統治制度の下に移行したが、Milner-Simon 宣言、Thomson-Marchand ルーンと北部カメルーンとの行政的境界線を画定し、同境界線については国連信託統治理事会も確認した。同半島に 宣言および英仏 Henderson-Fleuriau 交換公文における海からチャド湖までの行政的境界線は踏襲され、バカシ半島は 一九一三年三月一一日、英独条約により、バカシ半島は英国からドイツに移譲されドイツ領カメルーンの一部とさ

九七五年、ナイジェリア(ゴウォン政権)=カメルーン間で合意されたマルア宣言(Maroua Declaration)では

阪経法論 83('20.11)



Map No.2, Source: United Nations maps: https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Un-bakassi.png

説

バカシ半島におけるカメルーン領域主権を認め、海域境界を画定したが、ナイジェリアは政権交代(オバサンジョ政 同宣言への批准を拒否した。バカシ半島の領域主権を巡り、一九八〇年代に大規模武力衝突に発展し、 カメ

留した。近年、バカシ半島沿岸海域に豊富な石油天然ガス資源が確認された。 ルーン政府によるナイジェリア人への人権侵害に対抗するためとして、バカシ半島の一部地域にナイジェリア軍が駐

ナイジェリアにとってバカシ半島は経済的、地政学的、戦略的に重要であり、同周辺海域はナイジェリア海軍東部

の一二%)を占めており、カメルーン経済には無くてはならない重要な地域となった。 カメルーンにとってバカシ半島を含む南西州は近年の石油生産と農工業開発により、同国外貨収入の四五%(GDP に忠誠を示し、ナイジェリアへの帰属意識を有し、ナイジェリアを母国とみなし、カメルーンの地域経済を主導した。 ラバル港へのアクセスを含む航路となっている。同地域のナイジェリア人住民のほとんどは、地方ナイジェリア首長 指令本部が管轄し、輸出加工区(Export-Processing Zone)としての開発が進められ、船舶のターミナルでもあるカ ナイジェリア一九九九年憲法は、バカシ半島を地方政府として言及し、ナイジェリアは同住民を市民とみなしている。

(三)領域主権

South West の中に含まれ、一四選挙区全体としてカメルーンへの統合が決定されたとするが、ナイジェリアはバカシ 半島には投票所は設置されず、同住民は住民投票に参加していないと反論した。

九六一年二月の住民投票について、カメルーンによれば、バカシ半島は英領南カメルーン一四選挙区の Victoria

ンの黙認、 ナイジェリアはナイジェリア民族の長期的占有に基づく歴史的凝固、実効的支配、 すなわち抗議のない平穏な占有によりバカシ半島はナイジェリア領土の一部となったと主張した。ナイジ およびこれらに対するカメルー

ポイントおよび東ポイント)は一九九四年、

裁

同州政府はバカシ半島の住民に対し、徴税、 工 リアによれば、二○○二年まで、事実上ナイジェリア連邦共和国クロスリバー州の州都カラバル施政下に置かれ、 国勢調査、 教育、 司法、 公衆衛生サービス等の権限を行使し、 選挙を実

施したとする

裁判所はバカシ半島のカメル カメルーンの一部に位置付けられており、初めてナイジェリア領土の一部としたのは一九九一年発行の地図であった。 ば、一九六三年までには同国がバカシ半島における行政権を行使しており、石油調査および採掘、軍事活動、 選挙区組織化、地方行政官の任命、学校開設、農業訓練等を実施した。発行された地図五八面のすべてバカシ半島が カメルーンは外交文書、境界画定合意文書等を根拠としてバカシ半島の領域主権を主張した。 1 ・ンへの帰属を判断した。 カメルーンによれ 徴税

(4)海洋境界

に署名し、その海洋境界は英国海図 おける海洋境界を画定し、マルア宣言は座標ポイント一二からポイントGまでを画定しており、 いては合意が無いが、一九九一年、 ヤウンデⅡ宣言(一九七一年)は Akwayafe 川河口閉鎖線の座標ポイント一二から海側に三カイリまでの大西洋に 各国が自由に資源開発することで合意した。海洋境界の基準となる陸地支柱 (British Admiralty Chart No. 3433)に記載された。ポイントG以遠の境界につ 英国海図改訂版に記載された。 両国はこれらの宣言

ギニア湾の凹型の形状、 きを経ていない国内法違反の合意であり無効であると主張した。カメルーンはポイントGから海側の境界について、 赤道ギニアの Bioko 島の存在、 海岸線の長さの差を特別事情として考慮に入れ、 カメルーン

判において、ナイジェリアはヤウンデⅡ宣言およびマルア宣言は最高軍事評議会による批准等の国内法上の手続

距離線の方向を示唆するに留めた。

より画定し、 トGからポイントXまでの海域については有効な国際文書に従い、かつ第三国の利益を侵害しない範囲で等距離線に 判決は Akwyafe 川可航水路の中間点からポイントGまでは一九一三年英独協定およびマルア宣言に従い、ポイン ポイントX以遠については赤道ギニアの権利を侵害しないように考慮し、三国境界点は示すことなく等

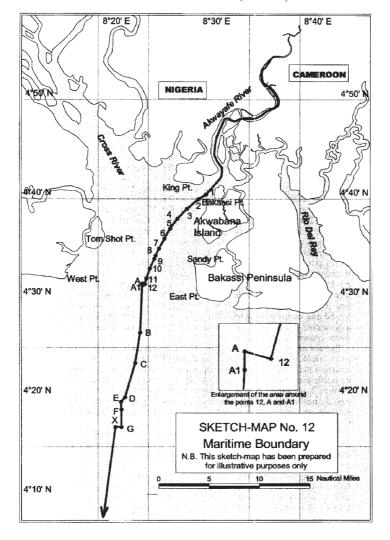
の海域面積を拡張することを主張した。裁判所はいずれの主張も退けた。

3 小括

程度の領域がナイジェリアに帰属することになった。 湖から大西洋岸までの陸地境界に関し、第一地点から一七地点までについてはナイジェリアの主張を受け入れ、一定 地境界を巡る約二○の争点について、個別に検討され、当事国にとってゼロサムとならない結果が導かれた。チャド 判決を総合的に見れば、ナイジェリアが多大な国益を損失しながらも譲歩し、妥協しうる道が提示されていた。陸

ジェリアは同国経済にとって重要な海底油田地帯での権利を守り、 ジェリア軍艦を含むすべての船舶の無害通航権は保障された。カメルーンが主張する要因は特別事情として考慮され イジェリアに譲歩を受け入れうる余地を残したと評価されている。 海洋境界に関しては、バカシ半島に接する海域はカメルーン領海とされたが、ナイジェリアには海域においてナイ マルア宣言による国際境界を赤道ギニアの海域に影響しない範囲で南方へ延長する方向を示すにとどめた。ナイ 資源権益を保つことができた。この点で判決はナ





Map No.3, Source: Land and Maritime Boundury hetween Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria: Equatorial Guineu intervening), 10 October 2002, Judgment, I. C. J. Reports 2002, p.449.

 \equiv

判決履行過程―最終的解決までのプロセス

議活動が高まることが予想された。この過程での秘策はなく、治安の急速な悪化も影響し、履行完了までに長期間を となる。 より国境線を画定 領土・国境紛争は判決により法的判断が示されることにより終了するわけではない。判決は文言および地図座標に 判決に従って国境を画定することになれば、 (delimitation) するが、判決は国境線が物理的に画定 境界地帯の住民はさまざまな損失および被害を被り、 (demarcation)されることにより履行完了 反発や抗

影響を受ける人民

1

要することになった。

(1) 判決における人民の保護

記以外にも影響を受ける住民に関して判決はカメルーン政府に対し「適切な待遇」を付与するよう繰り返している。 るが、 その趣旨はカメルーンへの帰属が確定した領域に取り残されることになるナイジェリア人の人権及び利益に配慮して への帰属が決定された領域に居住するナイジェリア人を保護するというカメルーンの約束に留意する」と述べた。上 いて「厚遇と寛容という伝統的な政策(traditional policy of hospitality and tolerance)に忠実に従って、カメルーン 活と生計への重大なリスクおよび不利益に対処するための措置等は示していない。判決は関係住民の保護には言及す 判決は影響を受ける住民の権利・利益保護に関し、 裁判所は境界画定により境界地帯の人民に影響を与えることは認識している。しかし国境地帯に居住する人民の生 境界画定により影響を受ける住民の権利および利益の保障の具体策および責任は当事国に委ねている。 口頭弁論でのカメルーン代理人による陳述を引用し、主文にお

示すものと論じている。 は 待遇する旨、裁判所がカメルーンに勧告していると捉えることができる。この点についてショウ いては裁判所によって強制することができるものであるとし、境界画定における地域人民の権利を考慮する必要性を 判決主文でのカメル ーンの約束への留意は権原所有国に課された拘束力ある義務を構成し、 しかるべき状況にお (Malcolm N. Shaw)

(2) ナイジェリアおよび関係住民の対応

ナイジェリア国内では組織的集団(SCAPO)による国際司法裁判所の紛争解決手続きに対属すると判断された住民およびナイジェリア国内からは、判決に対する不安や反発は強かった。 らし、 遺産を失うことを意味し、それは思いも及ばぬ悲劇であり、 識とは相入れないカメルーン領域の外国人居住者になる。当該住民は数世代前からの先祖伝来の地、 ア人が生活基盤とする六三村落と伴に同住民を喪失することを意味し、これらのナイジェリア人住民は自身の帰属意 一五六,〇〇〇-三〇〇,〇〇〇人のナイジェリア人が生活していた。 力 メルーンに帰属すると判断されたチャド湖周辺には約七万人、バカシ半島 カメルーン当局による差別待遇と迫害を恐れた。居住領域が自身のアイデンティティとは異なる国家主権に帰 屈辱的かつ不正な判断であり、 判決の履行はナイジェリアにとって、ナイジ (面積六一二㎞-六六五 尊厳を奪い、 および付随する 失望をもた km² には 1)

ピールをはじめ、 に訴える抵抗があった。 件判決の合法性に対するナイジェリア司法長官による抗議、グリーンツリー合意の合法性に関する訴訟等、 の帰属否定を示唆する判決を示した。そしてバカシ半島に隣接するクロス あらゆる分野で拒否する声が高まった。ナイジェリア連邦最高裁はバカシ半島についてカメル 殊にバカシ半島のカメルー による国際司法裁判所の紛争解決手続きに対抗する国内 ンへの引き渡しに関しては、大規模な武力による対抗措置 ´・ リバ ー州住民は判決の履行を拒否する 法的手段 0) 1 7

声明を発表した。

2 履行準備

な部分の受入れを拒否した。 いかなる判決になろうとも尊重し実施すると両首脳に公に約束させた。判決後、 判決間近の二〇〇二年九月五日、アナン国連事務総長は両当事国首脳をパリに招請し、シラク仏大統領同席の下、 ナイジェリアは判決中の自国に不利

その活動内容を逐次、両当事国首脳と国連事務総長に報告した。 ことに両国の関係住民の権利保護の検討、(三)信頼醸成のための補完的手段に関する勧告、および リア混合委員会(CNMC)を設置することに合意した。CNMCの任務は、(一)判決執行、(二)判決の意味内容。 与し、ナイジェリアに判決の履行を促した。国連は判決の平和的実施のために最も効果的方法および手段を見いだす 画定とされ、 ュネーブで会談し、判決の平和的な実施および実施支援メカニズムとして国連事務総長の下にカメルーン=ナイジェ ことができるよう当事国を支援した。判決から一か月後の一一月一五日、アナン国連事務総長と両当事国大統領はジ 本紛争解決過程においては、国際機構および関係国としてドイツ、フランス、英、米が中立的な第三者の立場で関 判決実施のための詳細な作業手順および工程表が作成された。CNMCは判決履行の全作業を統括し、 (四) 物理的境界

グループおよび国際文民オブザーバーの設置を決定した。作業グループとしては(一)ナイジェリア行政官、軍およ び警察の二〇〇四年一月までの撤退、 CNMCはその初会合において二つの小委員会、陸地境界物理的画定小委員会、住民の権利小委員会、三つの作業 チャド湖地域ナイジェリア人住民定住に関する作業グループを設置した。 統治権破棄と移譲に関する作業グループ、(二) 海洋境界画定作業グループ、

報周知である。文民オブザーバ 新たな帰属先となる国家が移住を強制することはなく、 際文民オブザーバ 1 の任務は国境画定作業が予定される現地村落を訪問し、画定により影響を受ける住民に対し、 ーはチャド湖からバカシ半島までの陸地国境地帯を訪問し、 住民の信頼醸成に寄与した。 新国家の下で公正な待遇が保障される等に関する住民への情 人権侵害、 経済的社会的

3 物 理的 画定

問題

環境・

生態系状況を監視

評価

$\widehat{\underline{1}}$ 物理的画定工程

四段 決が画定した国境線に従い、 に物理的に境界を標示する工程を経て完了する。 地図製作等の技術専門家および境界画定文書解釈のための地理、 用した植民地境界線確定文書規定の解釈および現地での具体的適用が問題とされる場合がある。 合意された国境地点を現地地表に確定し合意することになる。この第二~第三段階の工程では裁判所が証拠として採 査および 図に基づいて両当事国が改めて判決が画定した国境についての具体的な国境地点に合意する、 階として物理的 第二段階として判決による国境についての具体的かつ詳細な国境線の確認および合意、 決内容の具体的な実施について、 測量に基づく国境地点の確定、 な国境線標示、 帰属先とは異なる領域から公的機関は撤退し、 すなわち判決が示す 第一 すなわち国境地帯の地理的状況の詳細かつ正確な測量および調査に基づい 段階として政府機関の相手方領域からの撤退および権限移譲、 第三および第四段階の 国境と確認され 歴史、 法律専門家等の協力が必要となる。そして第 工程 た国境地点に標石埋設や壁建設等により現地 判決が決定した帰属国家に権限を移 の進行と同時に国境地帯の住民のため すなわち詳細な大縮尺地 第三段階として現地 ゆえに土木、 すなわち 譲 0 7 す

説明と協議といった現場での活動が必要である。

判決履行工程においては、

世界銀行等が支援した。以下、 争の最終的解決に目途をつけた。なお、国境の物理的画定に要する資金については、EC諸国、カナダ、ノルウェー、 リアが判決に従いバカシ半島から公的機関の撤退および権限移譲を受け入れたグリーンツリー合意の締結に至り、 ら大西洋までの境界画定作業から着手した。バカシ半島に関しては国連事務総長は両国首脳会談を仲介し、 ナイジ

履行過程第一段階から判決履行の経緯を跡付ける。

2 第一段階 撤退プロセス

(i) チャド湖地域

行完了式典が催され、平和的で円滑な権限移譲が行われ、関係住民の権利の重大な侵害なしと国連に報告された。 作業グループは三二村落(住民六万人)の権限移譲を平和裏に進捗させ、CNMCは一一月三〇日 - 一二月一日 状況について三カ月ごとに報告書を提出し、 限移譲後一年間、 イジェリア国家機関の撤退状況を検証した。一二月一六日、チャド湖地域権限移譲に関する合意が署名され、 二〇〇三年八月、 国連監視団はチャド湖地域を定期的に訪問し、権限移譲一か月後の二〇〇四年一月以降、 影響を受ける住民小委員会はチャド湖地域を現地調査し、一〇月二八日、チャド湖地域権限移行 同地域では概ね平和的かつ良好な状況にあると報告した。 移譲後 権限 ナ 権 移

(ii) チャド湖から大西洋岸まで

護するとの約束を繰り返した。住民の権利小委員会は二〇〇三年五月 -二〇〇四年四月、チャド湖地域の Darak から CNMCは、二〇〇二年 - 二〇〇三年、 国境画定により影響を受ける住民に対し、 国際法に従って権利を付与し保

か

抵抗活動の激しいバカシ半島での作業を先送りし、比較的障害の少ないチャド湖地域

は二○○四年五月一五日 - 一九日、現地視察を兼ねて住民の意見や懸念を聴取し、 大西洋岸の Limbe まで、 各地域集団の状況を、 住民からの聞き取り調査も含めて慎重に調査し、 画定作業について説明し、 評価した。 C N M C

譲監視のための作業グループを設置し、現地の現状を評価した。

よび二○○五年六月、国連監視団は現地訪問し、同国境地帯が平和的状況下にあり、住民間の関係は良好と報告した。 ぞれCNMC委員長および両国関係者の参加の下に行われた。二〇〇四年一一月二二日 -二三日、二〇〇五年二月お ただし実際にはナイジェリア政府機関が撤退した後、多くのナイジェリア人は同地域から退去し、 年七月一三日、チャド湖南方二〇〇㎞付近にある Narki(住民一五,〇〇〇人)および Ndabakoura(六七世帯)につ いて、ナイジェリアからカメルーンへの権限移譲に関する記念式典が、翌七月一四日、Bourha-Wango(住民七〇〇 人)、Ndabakoura および Narki の三村落について、カメルーンからナイジェリアへの権限移譲に関する式典が、それ 権限移行工程に関し、二〇〇四年七月初め、 画定小委員会および作業グループが現地での作業を行った。二○○四 生活基盤を喪失し

$\widehat{\mathrm{iii}}$ バカシ半島

グリー ンツリー合意

しかしバカシ半島の権限移譲工程は膠着状態であった。 ナイジェリアのクロス・リバー州およびカメルーンの南西県を訪問し、影響を受ける住民の保護につ いて説明

・ナン事務総長の仲介で二〇〇六年六月一二日、

住民の権利小委員会は二〇〇四年二月、バカシ半島を訪問し、CNMC委員は二〇〇四年五月一五日(宮) バカシ半島の最終的引き渡しに関する合意文書 (グリー 五月一 ンツリ 九日、

行期間を設け、

ナイジェリアが統治を継続した。

入れた。ただしナイジェリア人住民が圧倒的多数を占める二島(Atabong and Akwabana)については、二年間の移 合意)がニューヨークで締結された。同合意においてナイジェリアはバカシ半島におけるカメルーンの領域主権を完 全に認め、ナイジェリアは合意発効後六○日以内にバカシ半島全域から軍並びに警察の撤退、 および権限移譲を受け

(.ⅳ) 撤退実施

人民の保護を含め、ナイジェリア行政機関、軍、警察のカメルーン領域からの撤退およびそれらの権限のカメルーン 同合意に従い、国連事務総長代理(Sir Kieran Prendergast)を議長とし、カメルーン、ナイジェリア、ドイツ、米 フランス、英国および国連からの一〇代表で構成されるフォローアップ委員会が設置され、判決に影響を受ける

への移譲等の履行を監視した。

施の成果を報告した。 引き渡しが全て完了した。二〇一三年八月一五日、安保理はバカシ半島に関する紛争に関しグリーンツリー合意の実 ラバル条約)に両当事国大統領が署名した。これにより判決においてカメルーン帰属とされた領域のカメルーンへの 半島からのナイジェリア軍の平和的撤退および最終的権限移譲に関する署名式をカラバルで実施し、権限移譲文書(カ 定期間中ナイジェリア当局の下に置かれていた二島がカメルーンに引き渡された。同日、関係国および国連はバカシ 二○○六年八月、ナイジェリア政府機関のバカシ半島からの撤退が開始され、二○○八年八月一四日、 権限移行暫

(3) 第二段階 境界に関する合意

要な役割は植民地行政的境界線に関する合意規定および判決が地図座標によって示す境界線を、 国の意見はJTTに送付された。JTTは陸地境界画定小委員会の任務のうちの現場作業の処理を委ねられ、「魯」 画定小委員会は二〇〇三年一月、 縮尺で、判決に表記された境界の大凡の線を示す一三一枚の予備的地図を製作し、 同工程に先立ち、国連地図課がユニバーサル横メルカトル図法 共同技術チーム(Joint Technical Team/JTT)を設置し、予備的地図に関する当事 (Universal Transverse Mercator) による五万分の 両当事国に送付した。 国境地帯の現地地表 陸地境界 その重

に正確に標示することである。

については二○○六年六月一二日、グリーンツリー合意においてナイジェリアが判決に従うことを受け入れた。そし て二〇〇七年五月一一日、海洋境界に関して合意した。 で両当事国は妥協し、二〇〇四年七月一四日、チャド湖から大西洋までの陸地境界に関して大筋合意し、バカシ半島 **ド湖地域に関して、ナイジェリアは三三村落をカメルーンへ、カメルーンは二村落をナイジェリアへ引き渡すこと** 判決が文言および地図座標で示した境界線に関して、両国は三回に分けて合意した。二〇〇三年一二月一六日 チ

九五%)について当事者間で合意し、現地調査が済んだが、具体的地理的位置について当事者間の合意に至っていな · 陸 二〇一九年現在、国境線全長二,一〇〇㎞ |地国境線区間は九六: 五六㎞存在する。 (カメルーンとの陸地国境線は全長一,九七五㎞) のうち!!,〇〇 km 約

(4) 第三段階 調査および測量

る 第三段階での工程は判決において文言および地図座標により表記された国境線を現地の地表に特定する作業とな 同工程には判決文言の解釈が必要な場合がある。 判決によれば、境界線は「Thomson-Marchand 宣言三五パラグ

合意の後、

Balakossa 山脈から流入する最初の細流まで」と記載されており、まずその具体的な地点について当事者間で協議 ラフに言及される Alantika 山頂南として特定された Hosere Bila を超え、そこから Leinde 川と Sassiri 川に沿って

チームはGPS機器により計測し、必要な微調整を加えて地図座標を記録した。

地の地理的位置に関して当事国間で対立があった。この点に関し、陸地境界画定小委員会はカメルーンが Madas とし て主張する集落を現地調査し、長老たちとの会合での発言、聞き取り調査等を手がかりに、 では境界画定文書 また地図に記載される地名、 (Thomson-Marchand Declaration)に Madas として地名が記載されたが現存しないことから、 河川等の呼称に関しては、 カメルーンの解釈の誤りを解明した。 地図作成当時から現在までに変更された場合もある。 村落で唯一の小学校に旧 本件

名称(School of Samke)が残されていることから、

四月、 チーム体制により着手した。 ら河川と分水嶺に沿った四六○㎞について二チーム体制により、第三区分は二○○七年一一月、五四五㎞について二 の上でGCPの正確性を検証する作業が含まれる。 地上管理ポイント 三区分し、 同段階の作業の進め方は、 国境地帯の現地調査および評価を開始した。 第一区分は二〇〇六年、 (ground control points / GCP)および測地学上のコントロールポイントを現場地表に特定し、 第一ステップとして予備的地図に基づいて国境地帯を現地調査し、 チャド湖地域四○一㎞の区域について、第二区分は二○○七年二月、チャド湖 同委員会に現地作業を委ねられたJTTは地理的位置確認工程を 第一ステップの作業について陸地境界画定小委員会は二〇〇五年 地図座標についての そ か

備的 界画定小委員会は判決が画定した境界の現地での正確な位置を確認するため、またJTTは判決が画定した境界が予 JTTは文書および最終的地図製作、 -地図に正確に記載されていることを確認するために境界地帯を訪問し、地図の法的有効性を検証し、標柱建造地 土地の地理的調査管理、 地理的データ・ステーション設置を進めた。® 陸地 境

物

理的境界設置工程については、主要標柱は五

km 間隔、

二次的標柱の設置間隔は非居住地域では五〇〇mごとに、

点を確認した。 現地での検証作業と同時にJTTは測地学データのネットワークを構築した。

年五月、 NMCは審査の上承認し、 .地境界画定小委員会およびJTTによる現地検証および評価は逐次CNMCおよび両国担当機関に報告され、 、ナン事務総長は両国大統領との会談で画定工程が支障なく進捗している状況に留意した。 (®) 問題点がある場合には再検証を指示した。 この技術的詳細な作業仕分けに関し、二〇〇五

5 第四 [段階 標柱 埋設

は煩雑で工程の中では最も危険を伴うことから、 天候、 てしばしば激しく抵抗し、 ド作業が中心となる。そのため国境地帯住民は国境画定により土地のみならず生計の糧、 的 画定作業は完了する。この工程は実際に国境地帯現地において障害物を除去し、 柱等を国境地点現地に設置 政権交代、治安の悪化、その他多様な要因が影響し、工事の大幅な遅れは常態化していた。この段階での作業 当事国間で政治的に解決されるまで工事は中断された。また厳しい地形に加え、 標柱が地図座標ポイントに正確に設置されたことを最終確認することにより 国際機構および関係国の協力と支援が重要となる。 標柱を設置するといったフィ 遺産、 尊厳を奪われるとし 雨期と悪 物理 iv

当事 地域 町村 一六九六本の標柱設置が予定された。二〇〇九年一二月一四日、 闰 0) の居住地域では一〇〇mごと、 国連および証人国代表の出席の下で行われた。二〇一一年三月、 (ナイジェリア)および Amchide(カメルーン) 河川が境界とされる場合は標柱設置無しとされ、 に最初の標柱が埋設され、 第一区分での国境標柱埋設工事に着工し、 国境および標柱の意義について関係住 全長一,九五〇 作業開始を記す記念式典が km 0) チャ 国 [境線に 民が

認識を深めることを目指し、

CNMCは改めて使節団

(sensitization mission)

の派遣を決定し、

地元治安部隊と共同

論

して国境地帯住民への教化活動を行った。 または難工事が危惧される等の場合には、 境界線が学校その他の建築物を横切る等の理由により、 物理的画定が未了である。 両国の折り合いがつかない場合、 およびアクセス不可能

4 小括

に継続的に居住する権利を認められることにより関係住民の権利が保護されることになった。 勘案されたことがあろう。判決に影響を受けるナイジェリア人住民はナイジェリア国籍を維持したまま、バカシ半島 リアは引渡しを受け入れた。ナイジェリアが妥協した背景には、米国、英国、フランスおよび国連によるナイジェ アへの圧力が大きく影響した。加えてナイジェリアが一方的に領域主権を喪失するだけではなく、関係住民の権利が 陸 !地境界に関する判決履行過程で最も困難を極めたバカシ半島については、グリーンツリー合意により、ナイジェ

MC委員長国連特使オウルド-アブダラがエクアドル=ペルー間の一九世紀の境界合意から着想したものとされる。 島は、国境に隣接し、バカシ半島の一八%に相当する。この例外措置はナイジェリアの面子を保つ手段として、CN への権益を守ることができるよう、ナイジェリアに妥協しうる余地を残した。 行を保障した。 を受け入れた。領域引渡しの交換条件としてカメルーン政府は国内のナイジェリア人への保護と開発プロジェクト遂 殊に多い二島におけるナイジェリア文民機関の二年間のプレゼンス継続というという特別措置が認められた。当該二 カメルーンはバカシ半島返還の交換条件として再定住までのナイジェリア住民の待遇のための行動規範に従うこと カシ半島については、一〇〇余年前の先例にある先人の叡智に見倣い、移行措置としてナイジェリア人居住者が 陸地境界と同様に海洋境界画定の場合でも、 結果的にナイジェリア経済にとって重要な海底油田 地帯

た旧 族集落は分断され、 の四村落共同体が分断された。 ては、 カリバル王国の王宮所在地とされる Bullama は、 .境線画定により生じた最大の問題は共同体およびその生活基盤の分断である。標柱埋設工程着工の地 Banki にお 住居の分断という問題は全く考慮されず未解決である。国境線によりカメルーン人の三村落、 建物内を境界線が貫く部分があり、当該部分の標柱設置は見送られた。 同州国境に接する Danare はその七五%がカメルーン領土となり、村民は牧草地を喪失した。 クロスリバー州では Boki 族にとって神聖な地とされる森の中央に標柱が埋設され、部 住民の帰属意識とは異なるカメルーン領土となった。これらの 他方、 領域の物理的画定による村落 ナイジェリア人 ま

几 結びに代えて

問題についてはいずれも解消されていない。

により、 そして判決実施プロセスにおける中立的第三者の支援があろう。 いうナイジェリアにとって多大な譲歩を迫るだけではなく、 履行は概ね完了した。 本件は国連の支援による平和的紛争解決の成功例とされた。判決履行は関係住民に対して多大な損失と不利益を強 妥協しうる道が提示された。 当事国 紛争解決が成功した背景には、判決において敗訴国が譲歩しうる和解的判断が示されたこと、 の国内に判決への強い抵抗や反発があるという点で解決至難の国際紛争であったが、 同様に海洋境界に関しても、 ナイジェリアの主張を認めた陸地境界区間を設けたこと 判決ではナイジェリア国民とその生活基盤の喪失と ナイジェリアの海洋権益が維持された。

交

CNMCはその発足当初か 啓発活動面で支援

渉プロセスを主導し、

CNMCをはじめとする合意および監視メカニズムを機能させた。

国連および関係国が人材、

技術、

資金、

判

決の実施プロセスでは、中立的第三者として、

説 ら 住民の抵抗や偏見を克服し、猜疑心を消滅させ、信頼醸成に努めた。 紛争の平和的解決の達成という責務に力をそそいだ。専門家委員は国境地帯を訪問し、 関係住民と直接対話

に充当され、結果的に判決により不利益を受けた国境地帯と現地村落の発展への施策は放置された。チャド湖地域お とができる。同合意において、カメルーンはナイジェリア人の保護、無償教育を受ける権利、病院建設、道路整備等 力行為が多発し、ナイジェリア人の多くは避難民となった。 を約束したが実施していない。CNMCは国境地帯の経済開発政策を掲げたが、CNMC基金は物理的国境建設作業 アがカメルーンと租借協定締結という選択肢があれば、 ように紛争当事国の一方が係争領域を喪失する場合の解決策として、租借方式が提言されている。もしもナイジェリ よびバカシ半島からナイジェリア軍が撤退し、カメルーン兵士が進駐すると、兵士によるナイジェリア人に対する暴 に関しては少なくともナイジェリアが従来行ってきた行政サービスを提供する義務がカメルーンに課されたとみるこ 判決は植民地時代の境界線画定文書に基づいて国境線を画定した。これらは不合理かつ不確実な点の多い文書であ 民族集団は分断され、またその生活基盤が他国に帰属することによりその生計の糧を喪失した。本件の 領域主権はカメルーンに存在しても居住するナイジェリア人

はその生活を従来通り維持することができるという。 ®

により影響を受ける住民の権利保護がある。判決およびそれに続くグリーンツリー合意からすれば、バカシ半島住民 国境線の主要区間が物理的に画定されたことにより、判決の履行はほぼ完了した。しかし残る問題として国境画定 阪経法論 83('20.11)

- 1 J. L. Brierly, The Law of Nations: An Introduction to the International Law of Peace, 6th ed., Humphrey Waldock, ed.
- 2 二○一○年以降の一○年間では国際司法裁判所による判決三二件のうち、領域主権に関する判決は四件、 org/en/decisions/judgment/2010/2020/desc)° する判決は五件である(International Court of Justice, Judgments, Advisory Opinions and Orders:https://www.icj-cij 海洋境界に関
- 3 拙稿| 領域の地位決定と人権―境界画定により生ずる問題に関する一考察』|実証の国際法学の継承 信山社二〇一九年一二月、参照。 — 安藤仁介先生追悼』
- 4 OAU Charter art. III (3); OAU Resolution AHG/Res. 16 (1), 1964
- 5 拙稿「国家の解体に伴う国境再編と国際法-ウティ・ポッシデティス(uti possidetis)原則の一般慣習法規性-」『九州 国際大学法学論集』第四巻三号一九九八年三月七五 -一三二ページ。
- 6 Steven R. Ratner, "Drawing a Better Line: Uti Possidetis and the Borders of New States," 90(4) American Journal of International Law, 1996, 617
- 7 cited as "RIAA"), vol. 11, p.6 The Grisbådarna Case (Norway /Sweden), 23 October 1909, Reports of International Arbitral Awards (hereinafter
- 8 Chad), I.C.J. Reports 1994, para.72, et al. Temple of Preah Vihear (Cambodia/Thailand), I.C.J. Reports 1962, p.32 ; Territorial Dispute (Libyan Arab Jamahiria/
- 9 例外的にイギリス領カメルーン南部の大西洋に近い一部の区間については現地調査の結果を考慮して境界が再編された 例がある(Suzanne N. Lalonde, Determining Boundaries in a Conflicted World: The Role of Uti Possidetis, Montreal
- 10 Anthony I Asiwaju, "conceptual framework," in Anthony I Asiwaju, ed., Partitioned Africans: Ethnic Relations Across Africa's International Boundaries 1884-1984, London, 1985, 3; Agnes Eboz'o, "Ten Years of AU Border Programme,

us/what-we-do

論

11 M.Z. Njeuma, "Cameroon-Nigeria Frontier: A Model for Culture of Peace, 1890-1991," 2(3) Journal of the Cameroon Academy of Sciences, 2002, 190.

ENACT (Enhancing Africa's response to transnational organised crime), 5 April 2018: https://enactafrica.org/about

- 12 Malcolm N. Shaw, "Peoples, Territorialism and Boundaries," 3 European Journal of International Law (hereinafter cited as "*EJIL*"),1997, 489-490
- 13 Obenga Oduntan, International Law and Boundary Disputes in Africa, Oxon/ New York, 2015, 200
- $\widehat{14}$ 実際、本件裁判においてナイジェリアは国境画定の決定的証拠として採用された地図に関し、その根拠としての不当性 を強調していた (Nigeria, Written Submission; Rejoinder of the Federal Republic of Nigeria, January 2001, paras. 3.325-3.
- 15 Francis Nguendi Ikome. "The Inviolability of Africa'S Colonial Boundaries: Lessons from the Cameroon-Nigeria Border Conflict," 45 Occasional Paper, Institute for Global Dialogue, 2004, 2-36
- (6) Oduntan, *supra* note (13), 200.
- 17 財源又は専門分野での人材不足等から、一部分を除き、二○○八年現在での状況は三五%程度であったが、その後A Governance Strategy, Draft, November 2017, 8)。 なね、 設置されなくても大きな支障がなかったため、物理的境界が存在しない場合も多い(Shaw, *supra* note(12), 261)。 Uを中心に物理的画定計画が進められ、二○一二までに物理的境界設置の完了を予定している(African Union Border 同一国が統治した植民地の場合には、 行政的境界線が物理的に
- (18) 国連憲章九四条一項。
- 19 The Chamizal Case (Mexico/ United States), 15 June 1911, RIAA, vol.11, pp. 309-347
- Convention Between the United States of America and Mexico, August 29 1963, ratified on January 14 1964; https:// www.ibwc.gov/Files/ChamizalConvention1963.pdf

- 21 ケニア=エチオピア、エチオピア=スーダン、マリ=モーリタニア間等についても紛争のために物理的境界の設置が 停滞している(Malcolm N. Shaw, *Title to Territory in Africa International Legal Issues*, Oxford/New York/ Toronto. 1986, 262-263)°
- $\widehat{22}$ また境界の座標ポイントが植民地時代に設置された標石等により規定される場合でも、 補完的に標石 のも多い (Shaw, supra note (21), 261)。 正確な植民地行政的境界線の位置が不明になるという状況も生じた。通常は主要な境界地点に標柱を設置し、 (cairn)を設置する方法がとられたが、植物の繁茂や、住民による石製標柱の利用等により、 十分な維持管理ができないため
- 23 Mashood Issaka and Kapinga Yvette Ngandu, "Pacific Settlement of Border Disputes: Lessons from the Bakassi Affair and the Greentree Agreement," International Peace Institute, 2008, 3-4
- 24 25 Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria: Equatorial Guinea intervening) 英領カメルーンと仏領カメルーンとは公用語、 Judgment, I. C. J. Reports 2002, (hereinafter cited as "Judgment, I. C. J. Reports 2002"), p.457, para.325 政治制度、文化が異なっていた。
- 上の境界が存在した。International Crisis Group, "Cameroon's Anglophone Crisis at the Crossroads," 250 Africa Report 司法制度はコモンローを採用し、教育、 英領カメルーンは英領ナイジェリアと一体として統治された結果、英領カメルーンとナイジェリアとは政治、 政治制度の下で、 南北に分割された。英領ナイジェリアおよび英領カメルーンでは英語を公用語とし、英語を教育言語とする英語圏となり、 住民の生活面で深い繋がりが形成された。英領カメルーン南部はプロテスタント、北部はイスラム教徒が多いことから August 2017, 2 同化政策が実施され、 民主化は遅れた。英語圏カメルーンとフランス語圏カメルーンとの間には事実 通貨、社会規範は英国モデルに倣った。他方、 仏領カメルーンでは中央集権的
- 領カメルーン地域において行政および経済分野で指導的役割についた(Piet Konings, ナイジェリア人には土地権原が保障され、 土地所有が認められ、 教育水準の高いナイジェリア人は、 "The Anglophone Cameroon 第二次大戦後、 英

Nigeria Boundary: Opportunities and Conflicts," 104/415 African Affairs, 277-278

- $\widehat{28}$ 他方、 *supra* note(26), 2)。自治権付与等により植民地支配体制が弱まる状況において、行政的境界線の問題は国際政治の緊急 課題から除外された(Konings, supra note (27), 278)。 英語圏カメルーンとフランス語圏カメルーンとの間には事実上の境界が存在した(International Crisis Group.
- 29 民主的政権交代といった自治形態が導入された (Konings, supra note (27), 278-283)。 としての地位を付与し、間接統治制度の下で、植民地以前に存在した伝統的組織は維持され、 一九五四年、 英国は英領カメルーン南部に限定的自治を付与した後 1958 年、ナイジェリア連邦内での完全な地方自治体 報道の自由 複数政党制
- 30 Report of the Visiting Mission, 1958, T/1446 and Addi, para.170
- 31 国連は南部カメルーン単独で国家として独立しても経済的に存続できず、極小国家の創設は避けるのがよいと判断した結 Problem in Cameroon', 35(2) The Journal of Modern African Studies, 1997, 207-229)° 統治継続の選択肢があれば、これが選択されたとみる見解がある(Piet Konings and F. B. Nyamnjoh, `The Anglophone 果とされる(International Crisis Group, *supra* note (26), 2: Piet Konings, *supra* note (27), 277)。もしも独立または信託
- 32 and Association of African Historians, 2005-2006, 103-122)° Cameroon-Nigeria Border," 13 and 14 Afrika Zamani, Council for the Development of Social Science Research in Africa April 1961; (Molem Christopher Sama and Debora Johnson-Ross, "Reclaiming the Bakassi Kingdom: The Anglophone 年、二一か所の投票所において実施され、七三%がカメルーン共和国への編入を選択した(UNGA Res. 1608(XV). 21 ことを決定し、五月三一日、北部はナイジェリアの北部州に統合された。南部では治安悪化により予定より遅れ、1961 住民投票は英領カメルーン北部では一九五九年に住民投票が実施され、ナイジェリア連邦への編入により独立を達成する
- 33 カメルーンの人口約二:四○○万人のうちナイジェリア人は約四○○‐五○○万人とされる(基本情報在日本カメルーン 大使館 http://cameroon-embassy-jp.org/ja/discover-cameroon/)。
- 34 カメルーンでは仏・英二カ国語を公用語とし、フランス語圏八州ではフランス法を範とする法体系が、 他方ナイジェリ

連邦議会、 ア人が多く居住する居住する英語圏二州 英語並びに仏語各言語圏の議会および伝統的首長議会の計四議会が設立された(Konings, supra note (27) (北西州および南西州)では英国法を範とする法体系が施行され、 議会制度は

- 35 九七二年五月、 国名をカメルーン連合共和国に、 その後 一九八四年二月、 カメルーン共和国とした。
- 36 連邦制廃止以来、 イジェリア人の雇用機会は劇的に減少し、活動は制限された。 政府の公文書が英語で印刷されたことも、 英語圏地域出身者が国の最高指導者になることもなく、 ナ
- 37 2019, https://foreignpolicy.com/2019/05/13 せなら。Gareth Browne, "Dispatch: Cameroon's Separatist Movement Is Going International," *Foreignpolicy*, 13 May 活動家は拘束された。二〇一七年一〇月一日にもアンバゾニアの分離独立が宣言され、 一九八五年、 英語圏の分離活動家はカメルーン政府に対し、アンバゾニア共和国としての独立を要求したが却下され、 その後も分離運動は治まる気配
- 39 38 SC/11094, 15 August 2013; United Nations Office For West Africa And The Sahel (UNOWAS), Cameroon-Nigeria Judgment, I. C. J. Reports 2002, p.457, para.325, V(A)(B). ナイジェリアは八つの先決的抗弁において請求の受理可能性 Mixed Commission; https://unowas.unmissions.org/cameroon-nigeria-mixed-commission および管轄権を争ったが、国際司法裁判所は先決的抗弁を却下した。
- SG/SM/11745-AFR/1737, 14 August 2008.
- (국) Judgment, I. C. J. Reports 2002, p.457, para.325, V (A) (B).
- (4) Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.217)
- 43 カメルーンは同原則をバカシ半島の領域主権の根拠とした(Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.26)。
- (4) Nigeria, Rejoinder, para.2.30
- 45 縮小後に現れた元湖底には周辺諸国から住民が移住し、 九六〇年代前半にはチャド湖は水域面積約二五、〇〇〇 九九四年までにナイジェリア人約六万人が居住するように 帰であったが、現在ではその一五分の一程度となり、 湖 面

- demarcation concludes latest session." UN News Service, 26 April 2013: https://www.refworld.org/docid/518118774 humanitarian.org/news/2003/12/09/handover-lake-chad-villages-begins; "UN-backed panel on Cameroon-Nigeria border なった("Handover of Lake Chad Villages Begins," *The New Humanitarian*, 9 December 2003: http://www.the new html, accessed 25 September 2019)
- (4) Ian Brownlie, verbatim, March 6 2002.

論

- 47 www.researchgate.net/publication/313668248 Jadesola Tai Babatola, "Nigerian-Cameroon Boundary Dispute: The Quest for Bakassi Peninsular," 2017, 6-8: https://
- 48 LCBCは、IGN France International(Institute Geographiqué National of France)に調査および境界画定作業を委託 法的境界画定および物理的画定作業を完了した(Judgment, I C. J. Reports 2002, paras.34-57)。
- 49 判決は歴史的凝固に基づく主張について、漁業事件(英=ノルウェー)判決においてノルウェー勅令に限定して適用さ I.C.J. Reports 2002, para.65)° れた極めて論争ある理論であり、 権原取得態様として確立していないとしてナイジェリアの主張を否定した(Judgment
- 50 判決は植民地行政的境界線はLCBC開設よりずっと以前に画定され、カメルーンによる黙認は認められず、 Reports 2002, paras.62-65) イジェリアによる実効的支配は違法(contra legem)行為とみなしてナイジェリアの主張を否定した(Judgment, I.C.J 従ってナ
- 51 ナイジェリアは(一)ナイジェリアおよび同国民による長期的占有に基づく権原の歴史的凝固、 ち過去二○ - 四○年間地方当局によりチャド湖地域において徴税、公序維持、 ンによる黙認を根拠として主張した(Ian Brownlie, verbatim, 6 March 2002)。 営業規制、 出入国管理、開発支援等の行政権行使および(三)この間のナイジェリアの行為に対するカメルー 人口調査、 司法、 教育、 = 健康、選挙人名簿、 実効的支配すなわ
- 52 ナイジェリア国境委員会(National Boundary Commission, NBC)長官 Alhaji Sadiq Diggi による(Egeran Tomwarri "International Law, Boundary Dispute and Territorial Redistribution between Nigeria and Cameroon on Bakassi

- Peninsula: Limits and Possibilities for Nigeria," 7(7) European Journal of Business and Management, 2015, 207)
- 53 Joseph C. Anene, The International Boundaries of Nigeria 1885–1960: The Framework of an Emergent African Nation lbadan History Series, New York, 1970, 52-59
- 54 Anene, *supra* note (53), 115
- 55 Cameroon-Nigeria Boundary Geographer, Office of Strategic and Functional Research, Bureau of Intelligence and Research, "Cameroon-Nigeria Boundary," 92 International Boundary Study, 1969, p.14. 八九九年英国枢密院令は英独植民地境界線についてリオ・デル・レイ右岸と規定したことにより、バカシ半島は英国

南ナイジェリア保護領の一部とされた(Nigeria, Counter-Memorial, para.6.69)。一九〇六年、一八九三年条約を補完し

- and Diplomatic Encyclopedia, Institute for International Affairs, Berkeley/ Los Angeles, 1979, 553-587)° て四枚の地図を添付した文書に合意し、チャド湖からヨラまでを画定した(Ian Brownlie, African Boundaries: A Legal
- 56 Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.33. 一九一三年条約は、「国境紛争の場合には条約と不可分の一体とする 地図を最終的典拠(authority)として供せられるべき」と明記した(Nigeria, Counter-Memorial, para.9.20)。
- 57 そのため、後に境界画定文書の解釈に関する問題が生じた(Konings, supra note (27), 278)。
- 58 ナイジェリアはこれらの文書規定に不明確かつ矛盾点があるとして異議を申立てたが、判決はその異議を受け入れず、 第一次大戦後、ベルサイユ条約により、旧ドイツ領カメルーンは国際連盟の下で英仏の委任統治領土とされた。
- それらの文書が境界線に関し座標ポイントおよび地理学的経緯度により精密に定義したと判断した(Judgment, I. C. J. - 一九三○年)(Sir Arthur Watts, verbatim, march 4 2002. p.45, para.18. Nigeria, Rejoinder, chap.4)に関して判決は Milner-Simon 宣言(一九一九年)、Henderson-Fleuriau 交換公文(一九三一年)、Thomson-Marchand 宣言(一九二九
- 60

61

この一部分、Gamanagawa 第六四標柱 Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.34 Reports 2002, paras.33-34, 41-61)° から Kombon 山山頂まで一一〇㎞の区間について物理的境界が設置され

説

(Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.76)°

- 62 ただし関係人民の公式な移動または条約規定の適用に関する住民監視のフォローアップに関する情報はない *supra* note (11), 190)° (Njeuma
- 63 連盟監督機関による干与は、これらの行政的境界線および境界地帯住民の平和と安定の問題は受任国のみに任せる問題 には境界地帯の住民から境界線画定によりその日常生活に困難を強いられている窮状に関する数件の請願が送付された。 ではなく、 国際連盟理事会は委任統治制度監視を目的として国際使節団を任命した。一九三〇年代末までに植民地統治当局 国際的関心事項とみなされたことを示唆する(Njeuma, supra note (11), 190)。
- 64 Konings, supra note (27), 278
- 65 Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.82
- 66

Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.78; Nigeria , Rejoinder, Chap. 7.

- 67 Map No.1 参照。
- 68 両当事国には Turu とその近隣地域において分水嶺を境界とすることについては争いはない。
- 69 Judgment, I.C.J. Reports 2002 Reports 2002, para.107. 判決はカメルーンがナイジェリア領域を侵食していると判断した。
- 70 Nigeria, Counter-Memorial, paras. 19.32-19.38.
- $\widehat{71}$ Logan-Le Brun, proces-verbal
- $\widehat{72}$ Judgment, I.C.J. Reports 2002, paras.141–144
- Thomson-Marchand 宣言によれば、境界は「Mulikia 山山頂から Tsikakiri 水源に、Kotcha を英国に、Dumo をフラン Kotcha は一九三〇年代以降拡張し、ナイジェリア人は分水嶺を超えて南東方向へ耕作地を広げたが抗議はない(Nigeria (二六条)と規定する。しかし標石が一つみいだされたが境界標の位置は示されていないため、同規定は不完全である。 スに委ね、 一九二○年九月に Vereker 氏と Pition 氏によって引かれた暫定的四つの境界標で示された線に沿う・・・」

Rejoinder, paras.7. 60-7. 63)°

阪経法論 83('20.10)

 $\widehat{78}$

75 $\widehat{74}$ Judgment, I.C.J. Reports 2002, para.123

Kuli 山から Kotcha(Kontcha)の Bourha を含む

- $\widehat{76}$ ただしカメルーンは Limani
- Tomwarri, supra note (52), 207 (第一地点)区域の Narki では四○㎞等を取得した(Oduntan, *supra* note(13),227)。

cited at Oduntan, supra note (13), 227) 等がある。 presented at the International Boundary Disputes in Oil and Gas, 23–24 October 2003, Houston, Texas: IQPC, 2003 Gas: What Lessons from Past Resolutions Can You Apply to Future Cases? The Cameroon-Nigeria Example", paper 陸地境界における紛争地のうち、ナイジェリアが取得した総面積の評価については多様であり、 (Babatola, *suþra* note (47), 13) から三,四一○端とするもの (Tim Daniel, "International Boundary Disputes in Oil and

7.76)。判決はナイジェリアの解釈に従えば、カメルーンに有利な境界画定になり、カメルーンはそれに異議がないとして 従って Thomson-Marchand 宣言規定は Logan-Le Brun 議事録に照らして理解すべきである(Nigeria, Rejoinder, 7.70 れる水流の名称(Mali 川)は実際に存在する名称と異なる。Miner-Simon 宣言は Alantika および Balakossa(Balkosa) Щ Jimbare(第一○地点)について、ナイジェリアは以下のように主張した。Thomson-Marchand 宣言によれば「Alantika ナイジェリアの主張に沿った判断をした(Judgment, I.C.J. Reports 2002, para.145)。 を一連の山脈とみなし、その分水嶺を境界とするが、現実に一連の山脈または分水嶺は存在しない。 の南峰から Mali 川水源の北へ二㎞地点」(同宣言 para.35)については実際に現地では存在せず、 Logan-Le Brun 議事録に記載された境界は過去七○年間継続的に遵守された境界であることが明らかとなった。 Alantika 山脈から流 地元住民との討

で Banglang 山脈を横切る」(同宣言 para.38) Namberu 川 -Banglang 山脈 Namberus 村を曲がり、 (material nature)基本的誤りがあり、「Baleo 川と Noumberou 川の間の分水嶺から、 この村の北へ二㎞の地点まで谷を北東へ、次に南東に上る。谷は Kordo 川の水源の南 (第一一地点)に関し、ナイジェリアは Thomson-Marchand 宣言には判決に影響を及ぼ は実際には存在しないと主張した(Nigeria, Counter-Memorial, paras. ナイジェリアにある km

- Map No.2 参照。バカシ半島は面積六六五㎞、マングローブで覆われた低湿地に約三○万人が居住する(UNHCR 84-7.8)。判決はナイジェリアの提案する境界が相応しいと判断した(Judgment, I.C.J. Reports 2002, paras.147-150)が、 その結果はカメルーンに有利となった
- 80 79 ただし保護条約は英国統治権の境界線を画定していない(Babatola, supra note (47), 5)。 Regional Representation for West Africa, Nigeria, COI Compilation, October 2015, RSD Unit, 38)°
- 81 たり、同河川を横切った後、英国海軍省地図上で東経九度八分に記される急流までを境界線とする」と規定した(Nigeria Resolution, 1981-2011: Management and Resolution, 1981-2011, Bamenda Cameroon, $12)^\circ$ クロス川は河口付近でニジェール川が分岐する水路の一つであり、また同地域で唯一の河川は Akwayafe(Akwa-Yafe Counter-Memorial, para.7.6)。一八八九年、ギニア湾沿岸の境界とされるリオ・デル・レイは河川ではなくて入江であり、 川河口から同右岸に沿って源流の方向へ、そこからオールド・カラバル(Old Calabar)またはクロス川の左岸に突き当 一八八五年英独合意は、「ギニア湾岸においては、リオ・デル・レイ川右岸・・・中央部においては、リオ・デル・レイ /Akpakorum) 川であることが判明した(Hilary V. Lukong, *The Cameroon-Nigeria Border Dispute Management ana*
- 82 意し、バカシ半島は英国からドイツに割譲されたが、同合意は批准されていない(Bruno Simma, verbatim, 20 February 英独両国は合同調査団による現地調査および交渉により一八九一年、Akwayafe 川を英独間の植民地境界線とすると合 更はないことを明記する。 2002)。一九一三年三月一一日英独条約は以下のように規定し、万一 Akwayafe 川の川筋が変化する場合でも境界線に変

半島として知られている領域はドイツ領のまま維持される。(二〇条 分線)に沿い・・・バカシポイントとキングポイントを結ぶ直線まで画定する。(一八条) 万一 Akwa-Yafe 川下流 Ikang 付近のマングローブの島を分割する Akwa-Yafe(Akpakorum)川 (の川筋) が変化し、その河口がリオ・デル・レイまで移動するような場合でも、 (バカシ半島西端) のタールウェーク バカシ

(3) Judgment, I.C.J. Reports 2002, para.34.

阪経法論 83('20.10)

- 84 Piet Konings, "Settling Border Conflicts in Africa Peacefully: Lessons learned from the Bakassi dispute between and reshaping the state, Leiden, 2011, 195 Cameroon and Nigeria," in Jan Abbink and Mirjam de Bruijn, eds., *Land, Law and Politics in Africa: Mediating conflict*
- 85 境界を定義したが、海に近いバカシ半島周辺は規定していない(Nigeria Counter-Memorial, paras.6.68-6.69)。 この一部分、 (Judgment, I.C.J. Reports 2002, para.76)。一九四六年、英国は枢密院令によりナイジェリア保護国と英領カメルーンとの Gamanagawa 第六四標柱 から Kombon 山山頂まで一一○ km の区間について物理的境界が設置された
- 86 ドイツ植民地時代には湿地帯へのナイジェリア人移住は僅かであったが、英国委任統治時代、ナイジェリアから南部 住し、定住したナイジェリア人の多くは漁業に就いていた(Babatola, *supra* note (47), 6)。 メルーンへの移住は規制されず、クロスリバー州およびアクワ・イボム州から Oron、Efik、Igubo、Ibibio 等の部族が
- 87 Ndumbe Anyu, 'The International Court of Justice and Border-Conflict Resolution in Africa: The Bakassi Peninsula Conflict," 18(3) Mediterranean Quarterly, 2007, 45; Tomwarri, supra note (52), 206.
- 88 せず)、一九九四年、Diamond に橋頭堡を設置し、以後占拠を続けた(Oduntan, *supra* note (13), 310)。 一九八七年、ナイジェリア軍はバカシ半島を占拠し、一九九○年、バカシ半島南西部 Jabane に橋頭堡を (しかし駐留は
- 89 石油資源埋蔵量は世界の一〇%を占めるとされる(Anyu, *supra* note (87), 39-55)。
- (\Re) Konings, supra note (27), 291.
-) Konings, *supra* note (84), 206
- (2) Konings, *supra* note (84), 195
- (\mathfrak{S}) Babatola, *supra* note (47), 7.
- Monde diplomatique, Décembre 2018. Christine Holzbauer, "Révolte et répression dans les régions anglophones Déliquescence du pouvoir camerounais," le
- (5) Ian Brownlie, verbatim, 1 March 2002/9, para.124

線の変更はない。

Nigeria, Counter-Memorial, paras. 6. 68-6. 69

96 歴史的権原が形成されたことを示す。さらに一八九九年南ナイジェリアに関する英国枢密院令は、 ナイジェリアの主張は以下のとおりである。(一) 一八八四年、 リオ・デル・レイ右岸と規定し、これによりバカシ半島は英国南部ナイジェリア保護領の一部とされ、 国との民族的つながりが確立されている事実は、バカシ半島がナイジェリア人の永久的故郷として確立され、すなわち 英国には第三者に割譲する法的権原は無く、この権原は非植民地化の時点にナイジェリアに承継された。 カシ半島の古代の権原は英国に移譲されずに旧カリバル王および首長に存続しており、従って一九一三年、 英国は旧カリバル王および首長との間で保護条約を締結 英独植民地境界線は 以降、 旧カリバル王 英独境界

- Oron 郡評議会選挙に参加した(Ian Brownlie, verbatim, 1 March 2002/9, para.124)。 域議会(Nigerian Federal legislature Eastern Regional House of Assembly)選挙、アクワ・イボム州に属する Okobo/ び一九九一年、バカシ半島の人口を調査し(1991年現在、 使し(Judgment, I.C.J. Reports 2002, p.412, para.208)、船舶許認可等の行政権を行使し、また一九五三、一九六三年およ は現アクワ・イボム州の行政管轄下に置き、住民に対し、徴税、 (二) ナイジェリアは独立後、 妨害されることなく国家としての権利を行使して実効的支配を確立した。 人口一五六:〇〇〇人)、住民はナイジェリア連邦議会東部地 教育、 保健所、 公衆衛生サービス、司法等の権限を行
- p.412, para.218)° ついて抗議せず黙認した。カメルーンが村落名称を変更したのは一九七二年以降である(Judgment, I.C.J. Reports 2002 以上のようなナイジェリアによる主権表示に対し、 カメルーンは一九七二年までカメルーンはナイジェリア統治に
- 98 March 2002)、一九七二年、ナイジェリア法務大臣および元国際司法裁判所長官 Taslim Elias は、 カメルーンによればナイジェリア外務大臣からカメルーン大使への書簡(一九六二年)およびナイジェリア法務大臣 (一九八五年) は、 バカシ半島がカメルーンに属することを認める内容であり(Maurice Mendelson, verbatim, 11

一九一三年三月英独条

Tomwarri, *supra* note (52), 201; Anene, *supra* note (53), 87

約の存在を認めると明言した。

100 99 Malcolm Shaw, verbatim, 18 February 2002

Jean Pierre Cot, verbatim, 21 February 2002

- 101 2002, p.414, para.220)° する地位にあったとした(Judgment, I.C.J. Reports 2002, p.412, para.208)。またナイジェリアによるバカシ半島占有は 判決は一八八四年保護条約に関するナイジェリアの解釈に関しては必要な証拠を欠くとし、 限定的期間であり、 の時点で英国はバカシ半島権原をドイツに引き渡すことを含め、 抗議なく平穏な占有に基づく歴史的凝固は認められないとしたのである(Judgment, I.C.J. Reports ナイジェリアに関してドイツとの行政的境界線を画定 従って一九一三年英独条約
- 102 とを示唆する。 ヤウンデⅡ宣言における海洋境界の始点は一九一二年英独条約に基づいており、 海側三カイリまでの海域の領海の境界を画定した(19.20 条 Nigeria, Counter-Memorial, para.8.22)。 同条約は Akwayafe 川の航行可能水路の中心線と、 Sandy ポイントと Tom Shot ポイントを結ぶ線を始 バ カシ半島はカメルーンに帰属するこ
- 103 Judgment, I.C.J. Reports 2002, para.26
- 104 Nigeria, Rejoinder, para.3. 273
- 105 UNOWA, "Towards a Final Delineation of the Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria," Press UNOWA 2007/08, Dakar, 11 May 2007: www.un.org/unowa/unowa/preleas/pr082007.pdf.
- 106 ていない国内法違反の合意であり無効と主張した(Judgment, I.C.J. Reports 2002, paras. 247-248)。 ナイジェリアはヤウンデⅡ宣言一九七一とマルア宣言一九七五は最高軍事評議会による批准等の国内法上の手続きを経
- 107 Judgment, I.C.J. Reports 2002, paras. 269-307

カメルーンはギニア湾の凹型の形状、赤道ギニアの Bioko 島の存在、

108

- カメルーンの海域面積を拡張することを主張した(Judgment, I.C.J. Reports 2002, paras. 269-307)。
- 109 Map No.3 参照。 海洋境界に合意したが、カメルーンとの間では合意がない。Lukong, supra note (81), 146-148 判決は両国と赤道ギニアとの間の海洋境界については判断していない。 同国とナイジェリアは二〇〇〇

海岸線の長さの差を特別事情として考慮に入れ

Tomwarri, supra note (52), 207

- ラバ州(Taraba State)の七五嵐を含む九〇嵐、 チャド湖からバカシ半島区間の境界画定により、ボルノ州(Borno State)、アダマワ州(Adamawa State) の帰属が判断された。なお、陸地境界における紛争地のうち、ナイジェリアが取得した総面積の評価については前掲注 (77) 参照。 ベヌエ州(Benue State)までの二九七: 九一端についてナイジェリアへ 六 〇 kmi
- $(\stackrel{\square}{=})$ Daniel, supra note (77)
- (≅) Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.316
- 113 実に従い、カメルーンはバカシ半島及びチャド湖地域に居住するにナイジェリア人への保護を継続する」(I.C.J. Reports 2002, para.317)。なお、当事国はこの約束への留意を裁判所に要請していない。 如何なる制限もなしに、様々な活動をし、カメルーン社会にうまく統合されている。厚遇と寛容という伝統的政策に忠 口頭弁論でのカメルーン代理人による陳述は以下のとおり。「カメルーンに居住する三〇〇万人以上のナイジェリア人は、
- $(\stackrel{\rightharpoonup}{\rightrightarrows})$ Judgment, I. C. J. Reports 2002, paras. 107, 120 and 316.
- 115 Malcolm N. Shaw, "Self-Determination, Human Rights, and the Attribution of Territory," From Bilateralism to Community Interest: Essays in Honour of Judge Bruno Simma, Oxford, 2011, 607.
- 116 Aloysius P. Llamzon, "Jurisdiction and Compliance in Recent Decisions of the International Court of Justice," EJIL, 2008, 836-837
- 117 Ekpotuatin Charles Ariye, "Nigeria, Cameroon and the Bakassi Territorial Dispute Settlement: The Triumph of Bilateralism," 38 International Affairs and Global Strategy, 2015, 18; Tomwarri, supra note (52), 208
- 118 る分離運動活動集団である(Konings, supra note (27), 283)。 南カメルーン人民機構(SCAPO/ Southern Cameroons People's Organization)は二〇〇一年、 統治機構 (Ex-British Southern Cameroons Provisional Administration)により設立された南部カメルーン独立を模索す 旧英国南カメルーン暫定

CNMCは、

120

Sama and Johnson-Ross, supra note (32), 111–115

- 119 Communiqué 37th Session of the African Commission on Human and Peoples Rights Re: Communication No 266/2003) o 邦最高裁はSCAPOの請求を全面的に認め、ナイジェリア政府は、国際司法裁判所にこの問題を提訴し、 をカメルーン共和国の不可分の一部として扱うことを永久に差し控える命令を示すよう請求した。二〇〇二年三月、 SCAPOは南部カメルーン人民が独立国を樹立する権利―自決権―を認め、 Day, Lagos, 3 December 2002: http://allafrica.com/stories/200212030216.html) o 章およびOAU憲章の目的と原則に反すると抗議した 住民の父祖伝来の土地に生活する権利、関係人民の同意または適正な協議なしに外国への従属を課されるのは、 しうる、 部カメルーンとして知られる地理的領域の人民の自決のために、国連総会およびその他の関連国際機構に本件を提出 またナイジェリア司法長官は判決に関し、バカシ半島における住民投票結果を無視したことは差別的であり、 とする判決を示した。ただし国際司法裁判所はナイジェリア国内裁判所の判決は考慮していない(The Banjul (Nella Andem-Ewa, "Bakassi:Legal Options for Nigeria," かつナイジェリア政府が南部カメル および 南
- 121 ナイジェリアは紛争領域に関しナイジェリア住民の「父祖伝来の故国」であるという「基本的事実を考慮していないと する方針説明書 (position paper) を提出した(Issaka and Ngandu, supra note (23), 4)。

両当事国からの各六名および国連専門家で構成され、第一回会議は二〇〇二年一二月一 – 二日、

以後二カ

代表には Bola Ajibola (元ナイジェリア司法長官、法相、ICI裁判官)、カメルーン委員代表には Amadou Ali(カメルー International Law and Practice," 1(1) African Journal of Law and Criminology, 2011, pp. 150; Oduntan, supra note (13 Gbenga Oduntan, "Repatriation of Africa: Imperative of the African Union Boundary Programme Within Contemporary モーリタニア)が務め、二〇〇七 年に H. E. Lamine Cisse、二〇〇八年に Said Djinnit が引き継いだ。ナイジェリア委員 委員会の権威が醸成された。 月に一回、 が任命され、 アブジャ、ヤウンデで交互に合計五○回以上、一○年余りの間機能を果たし、コンセンサスと合意を通じて 国連西アフリカ事務所(UNOWA) 初代委員長は事務総長特別代表 / 国連特使オウルド – アブダラ(Ahmedou Ould-Abdallah. が、判決の追跡調査とプロセス進展方法について検討した。

- 123 CNMCの任務としては判決が示唆するすべて、すなわち両国の影響を受ける住民の権利保護の必要性、 共同の新規経済開発事業と国境を超えた協力の実施に向けて活動した(Konings, supra note (84), 200)。 Mixed Commission (CNMC), Geneva, 15 November 2002, SG/SM/8495, AFR/515)。さらにカメルーンとナイジェリア の遂行を含め、 領域からの撤退、 最終的非武装化と撤退監視のための国際要因の可能性を含め、ナイジェリア行政機関、 判決実施の具体的方法を見出すこととされた(Joint Communiqué Establishing the Cameroon-Nigeria 権限移譲、 領域の非武装化および陸地境界線の物理的画定を含む陸地および海域境界の画定プロセス 軍隊および警察隊のカメルーン バカシ半島の
- 124 物理的画定小委員会は、各当事国から法律家、 測量技師、地学者、地図製作分野の専門家を含む七名、 および国連専門
- 125 家で構成された。 評価し、 その権利保護のための政治的外交的手
- 126 国際文民オブザーバーは法律家、 学識経験者、 軍および国連代表で構成される。

順の確立を任務とする委員会」。

報告書における名称は「判決により影響を受ける人民の状況を認定し、

- 127 Agreement Ending Decades-Old Border Dispute; Sets Procedures for Nigerian Withdrawal from Bakassi Peninsula, 12 に沿って一段階ずつ作業を進め、段階ごとに両当事国大統領と国連事務総長の承認を要した(Nigeria, Cameroon Sign Working Group on the Withdrawal and Transfer of Authority. 政機構の撤退と行政権限移譲に関する作業は、 June 2006, AFR/1397)° 複雑かつ慎重を要する性格の任務であるため、 両当事国各一〇名により構成された。軍・警察 具体的詳細な作業工程
- 128 Working Group on Maritime Boundary. レジームについて検討した(Oduntan, *supra* note (122) , 194)。 海洋学者、法律家で構成された。海域境界小委員会は結成当初から海洋境界にまたがる炭化水素資源について資源共有 海域境界画定の責任にあたり、 測量技師、 地学者、 水界地理学、 地図製作者、
- 129 Working Group on the Resettlement of those affected by the International Court of Justice Judgment in the Lake Chad

area

- 130 Peninsula, 12 June 2006, AFR/1397)° Sign Agreement Ending Decades-Old Border Dispute; Sets Procedures for Nigerian Withdrawal from Bakassi 本部はヤウンデに設置され、一〇人余りの専門家によるサポート・チームがダカールに設置された (Nigeria, Cameroon
- 131 International Peace Institute, 2008, 11; Maurice Kamto, "The Bakassi Affair: Cameroon's Challenge for Peace." 国際文民オブザーバーはバカシ半島を二カ月ごとに訪問した(Joy Ogwu, "Bakassi, Conflict Prevention, and the Path to Peace," in Pacific Settlement of Border Disputes: Lessons from the Bakassi Affair and the Greentree Agreement
- 132 現場では様々な問題が生ずるが、 判決は同工程に関しても具体的に示唆することなく、当事国に任せている。
- 133 Before the International Court of Justice、in *supra* note (131), 26)。二〇〇五年一一月八日以降、EUは四〇〇万ユー Boundaries in Africa General Issues and Case Studies, 2nd ed., August 2014,140; Osita C. Eze, "Nigeria and Cameroon Conflict Demarcation of African Boundaries: The Cameroon-Nigeria Experience," in Commission of the African Union Nations Publications, 2007, 298)° 実務的技術的側面から軍事・法律専門家等を派遣した(Yearbook of the United Nations 2005, United Nations, United 口を追加支援し、カナダ、ノルウェーも財政支援し、カナダ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、ウルグアイは Department of Peace and Security, African Union Border Programme (AUBP), Delimitation and Demarcation of 国境の物理的画定費用は約一,二〇〇万ドルとされ、そのうち両当事国は各三〇〇万ドル、ECは四〇万ユーロ、 ○○万ポンド拠出し、二○○三年四月、世界銀行が二○万ドルの融資を約束した(Ali Touré and Sani M. Isa.
- 134 org/news/2003/12/09/handover-lake-chad-villages-begins "Handover of Lake Chad Villages Begins," *The New Humanitarian*, 9 December 2003:http://www.thenewhumanitarian
- (52) Lukong, *supra* note (81), 123; Tomwarri, *supra* note (52), 200

136

137 ジェリア政府機関が撤退した後、多くのナイジェリア人は同地域から退去し、生活基盤を喪失した(Jen Banbury, "Ground チャド湖地域に関してはCNMC設置から二年余りで権限移譲が完了した(Lukong, supra note (81), 128)。しかしナイ from Bakassi Peninsula, 12 June 2006, AFR/1397

Truth": https://www.atlasobscura.com/articles/cameroon-nigeria-border-dispute, accessed on 9 September 2019) o

Nigeria, Cameroon Sign Agreement Ending Decades-Old Border Dispute; Sets Procedures for Nigerian Withdrawal

- 138 at the 3rd Meeting of the CNMC (Yaoundé, 2-3 April 2003). Communiqué Adopted at the 2nd Meeting of the Cameroon-Nigeria Mixed Commission Established Pursuant to the Joint Geneva Communiqué of 15 November 2002 (Abuja, 4-5 February 2003) and para.4 of the Communiqué Adopted
- 140 139 www.thenewhumanitarian.org/report/50664/cameroon-nigeria-three-villages-exchanged-latest-move-end-border-dispute "Three Villages Exchanged in Latest Move to End Border Dispute," The New Humanitarian, 14 July 2004; http:// 権限移行期間は当初の予定では二〇〇四年六月一五日 - 七月一五日とされたが、七月一三日 - 一五日に先送りされた。
- 141 Lukong, *supra* note (81), 129
- 142 Banbury, supra note (137).
- 143 影響を受ける住民の権利保障小委員会は報告書においてナイジェリアのバカシ半島権限移譲工程については二〇〇四 Peace and Security, Addis Ababa, 2nd ed., August 2014, 147)° Demarcation of Boundaries in Africa General Issues and Case Studies, Commission of the African Union, Department of 年七月一五日 - 九月一五日と予定した(A.I. Asiwaju, "The Factor of Affected Local Populations," in *Delimitation and*
- 145 144 CNMCはバカシ半島の移譲実施工程を二○○四年八月二○日 - 九月一三日、 ナイジェリア人の人権保護への懸念、住民の抵抗等により実現しなかった(Lukong, supra note (81), 131-134)。 一五日と予定し、バカシ半島住民の基本権保障に関する協定(protocol agreement)の締結を諮り、八カ月間交渉したが、 同地引渡しに関する公式式典を九月
- 二〇〇四年一月三一日、ジュネーブでの三者会談後、共同声明、すべての民兵および警察隊を相手国帰属とされた地域

的に停止した。Issaka and Ngandu, supra note (23), 4 をカメルーンに要請し、二〇〇四年七月二八日 - 二九日、ナイジェリア大統領はカメルーンに公式訪問し、 信させた。にもかかわらず三日後の二〇〇四年八月二日、ナイジェリアは理由を明示せずバカシ半島からの撤退を一 からの軍隊(兵士三:〇〇〇人)撤退に関する約束を尊重していると伝え、監視団を判決実施プロセスの適正な進展を確 から撤退を含む、二〇〇五年までの包括的解決計画が合意した。しかしナイジェリアは二〇〇四年九月一五日への延期 バカシ半島

- 147 146 Greentree, New York, 12 June 2006, Treaty Series 2542 No. 45354. 同合意書はニューヨーク州ロングアイランドのグ Withdrawal and Transfer of Authority in the Bakassi Peninsula (hereinafter cited as "Greentree Agreement") Agreement Between the Republic of Cameroon and the Federal Republic of Nigeria Concerning the Modalities of リーンツリーで署名され、国連事務総長および独、米、仏、英国代表が証人として立会った。
- Greentree Agreement, Annex I'
- 148 Greentree Agreement, art. 6.1°

- 149 同委員会の任期は移譲特別暫定制度終了予定の二〇一三年までとされた。
- Treaty of Calabar between Cameroon and Nigeria, August 14, 2008. 権限移譲記念式典には、SG代表の外、グリーン ツリー合意フォローアップ委員会議長、英、ドイツ、米、フランス、代表参加、クロスリバー州知事が参加した。
- 151 of the Green Tree Agreement to Resolve the Bakassi Issue, 2006-2018," SC/11094; UNOWAS, "Cameroon-Nigeria Mixed Commission," United Nations Office for West Africa and the Sahel, 25 Research Publications, February 2019, 493)° toreign-news/article/cameroon-nigeria-bakassi-peninsula-transition-completed/. ただしグリーンツリー合意義務履行に関 Johnson, "Cameroon; Nigeria: Bakassi Peninsula Transition Completed," 23 August, 2013: https://www.loc.gov/law する監視規定は無く、履行は確保されていない(Akonye Enyioma Joseph. "Bakassi Peninsula Contestation: The Failure April 2016 : https://unowas.unmissions.org/cameroon-nigeria-mixed-commission, accessed on 6 March 2019; Constance 9(2) International Journal of Scientific and

- 152 JTTは国連地理空間情報官(Geospatial Information officer)、土木技術、 標ポイントを解読する言語能力、科学、技術分野の見識を備えた要員および当事国代表によって構成された。 測量、 地図製作を含め、歴史、 法、 外交、 座
- 153 Prabhakar Sharma, "Nigeria-Cameroon Border Demarcation at a Glance and Lessons Learned for Nepal," 14 Nepalese Journal on Geoinformatics, Survey Department, Nepal, 2015, 33-36
- 154 Sharma, supra note (153)

- 155 Banbury, supra note (137)
- 156 Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.146
- 157 Oduntan, supra note (13), 311, Appendix V.
- 158 Touré and Isa, supra note (133), 197
- 159 三〇〇㎞、他チームは南方地域での二四五㎞を画定した(Lukong, *supra* note (81), 139-140)。 第三区分において一チームは Alanntika 山地区から Kotcha(Kontcha)、北部およびカメルーンの Adamawa 州に及ぶ
- 160 作業工程では厳しい地形に加え、雨期と悪天候により予定を常に超過していた。
- 161 Banbury, supra note (137)
- 162 帯雨林、 標柱建造地点の正確な位置確認のための衛星電波受信用アンテナを国境地帯の随所に設置した。 山岳地帯、 住民が生活基盤とする地域が含まれた(Banbury, supra note (137))。 国境地帯には砂漠、
- 163 ナイジェリアは国家国境委員会(National Boundary Commission)を、カメルーンは法務省を物理的画定担当部局とした。

- 二〇〇五年七月二六日 二七日の担当者会議報告書に関しCNMCは二〇〇六年九月、JTTに対し、Mada-Sahle Zigague 地点に関して再調査および判決に一致した地図製作を指示した (Lukong, s*uþra* note (81), 141; Obenga Oduntan, Cameroon-Nigeria Experience," 5(1) Chinese Journal of International Law, 2006, 84)° "The Demarcation of Straddling Villages in Accordance with the International Court of Justice Jurisprudence: The
- 165 陸地境界画定小委員会は中断なしに活動を継続し、二〇一一年七月までに標柱設置点の現地評価の作業を完了したのは

and Isa, supra note (133), 192) $^{\circ}$ 陸地国境一,九五〇㎞のうち一,六〇〇㎞、 陸地境界全体の八二%であった(Lukong, supra note (81), 139-140; Touré

- 166 S/PRST/2015/4)° ムが北部国境地帯に出没し、 殊に二〇〇九 年以降、チャド湖流域地域とカメルーンの北部州において、武装強盗、 拉致、 人質等の犯罪行為の標的とされる危険が激化した (安全保障理事会議 およびテロ 団ボ 長声 コ 阴 ラ
- 167 二〇一七年一月三一日、 2002 judgment of the International Court of Justice (ICJ) on the Cameroon-Nigeria boundary dispute," UNOWAS, 9 July 2019: https://unowas.unmissions.org/cameroon-nigeria-mixed-commission, accessed on 25 September 2019)° ムのメンバー五人が死亡した(CNMC, "The goal of the CNMC is to facilitate the implementation of the 10 October Kontcha/Kocha の標柱建設作業現場が武装集団により襲撃を受け、 混合委員会の国連支援チー
- 168 CNMCによる標柱埋設契約履行を認めた国連プロジェクトサービス機関(United Nations Office for Project Services/ 上の座標ポイントによって事前に数値化された位置の二五○㎜以内に建造され、その他は一辺五○・八㎝の立方体の標石 ク型で地下二m地上部分が一m七○㎝、麦面には両国国旗が表示され、二つの恒久的承認マークが記され、型板(template) 二次的標柱総数四.〇〇〇本の敷設とされた(Lukong, *supra* note(81),142)。五㎞ごとに設置される主要標柱はオベリス ド湖からギニア湾まで、三、○○○本余りの標柱が設置された。 UNOPS)による当初の計画では主要標柱は五㎞間隔、二次的標柱は五○○m間隔で埋設され、主要標柱総数四○○本、 コンクリートの基礎に埋設された(CNMC, supra note (167); Lukong, supra note (81),142)。2010年時点でチャ
- 169 Lukong, *supra* note (81), 143

- 170 *supra* note (81), 147)° Kerawa 🛒 Maga-Gourgourou 带雨林地带、 水路、Bakassi-Akwayafe 区域はアクセス不可能または難工事のため、 Mada-Sahle-Zigague Kotcha (Kontcha) の区間については、 物理的画定が未了である(Lukong 合意が無いためまた熱
- CNMCでは紛争解決の障害となる一要因として、ナイジェリアの一億五○○○万人という過密人口も指摘された(Issaka

- 172 Issaka and Ngandu, supra note (23), 3: Joy Ogwu, "Bakassi, Conflict Prevention, and the Path to Peace," in supra note (131), 12: Maurice Kamto, "The Bakassi Affair: Cameroon's Challenge for Peace," in *supra* note (131), 16-17.
- 173 民の保護および権利保障に関して以下のように規定する。 メルーン国籍取得またはナイジェリア移動のいずれかを二年以内に決定することとし、国境画定により影響を受ける人 グリーンツリー合意によれば、バカシ半島のナイジェリア住民は、ナイジェリア市民としてバカシ半島居住の継続 力

の国際法関連条文が規定する基本的権利及び自由を保障する(art. 3.1)。 カメルーンは、ナイジェリアによる権限移譲後、バカシ半島に居住するナイジェリア国民に国際人権法及びその他

必要なすべての手段をとる (art. 3.2 f) 旨規定する。 を保護及び保障し、税金その他の賦課金を差別的な手段での課税を禁止し(art. 3.2 e)、ナイジェリア国民保護のために 言語及び信条(art. 3.2 b)、農業および漁業活動継続の権利(art. 3.2 c)、および財産及び慣習的土地の権利(art. 3.2 d) またカメルーン政府は、バカシに居住するナイジェリア国民に対し、退去または国籍変更を強制せず(art.3.2 a)、文化、

- 174 Issaka and Ngandu, *supra* note (23), 4.
- 176 175 カメルーンはナイジェリア文民当局によるナイジェリア住民への接触、 るハラスメントからも保護する措置をとる等を含む。この移譲に伴う特別暫定制度(特別レジーム)はグリーンツリー リア国民に対し、 アクセスを許可し、 ナイジェリアからの帰国に対し、カメルーン税関、移民法を適用せず、ナイジェリア警察官および警察職員の地域への 合意発効後七年間、すなわち二〇一三年まで継続する カメルーンは農業および漁業活動継続の権利を尊重し、財産及び慣習的土地の権利を保護し、 カメルーン領水におけるナイジェリア旗国船の無害通航を認め、 (Konings, supra note (84), 201)° ナイジェリア住民またはその活動目的 カメルーン領域内に留まるナイジェ のための
- 177 国境の物理的画定過程における国連の関与については以下のような異論がある。 国連の関与は結果的に判決履行過程の

Oduntan, *supra* note (122), 186

できる限り二国間の努力ですべきである。Touré and Isa, supra note (133), 192-201 作成コンサルタントは官僚的形式主義 作業工程を遅らせた。国連には定義された役割も、個人的紛争を阻止したり仲裁したりする権限もなかった。 コストを高騰させ、作業工程を複雑化かつ長期化させた。アフリカでの国境線物理的画定は、第三者の関与を無くし、 (red-tapism) による大量の仕様書と国際基準に従った技術ガイドが指示された結 国連地 図

- $(\frac{\infty}{12})$ Ogwu, supra note (172), 11; Kamto, supra note (172), 14.
- 179 note (13), 363)° カメルーンが行政サービスおよび発展に十分な資金を提供しない場合、 判決違反とみなす解釈がある(Oduntan, supra
- 180 領域のナイジェリア人への適切な許可証または身分証はほとんど提供されていない(Joseph, *supra* note (151), 493) 当官は申請者から賄賂を要求した。英語圏住民の公的文書発行手続きは首都ヤウンデで行われる。そのためカメルー カメルーン政府は同国内に居住するナイジェリア人に居住許可証の取得を義務づけ、 〇,〇〇〇セーファ・フラン (FCFA)であったが、二〇〇二年には八三,〇〇〇 FCFAに高騰し、 その手数料は一九六〇年代には 許可証発行担
- (\boxtimes) Asiwaju, *supra* note (143), Chapter 8, 148
- 182 Ijie Nneamaka Obodo and Gabriel Tyoyila Akwen, Bakassi Peninsula Region,": https://www.academia.edu/33378336/ "Nigeria-Cameroon Border Relations: A Historical Analysis of
- 183 Oduntan, *supra* note (122), 198. Principle' in Historical Perspective," in K. Ginther et al eds., Festschrift für Karl Zemanek, 1994, 436. ような国際法規則の発展と調和させるべきとの見解も提言されている は他の国際法の発展および例えば国家承継、 ただし本件裁判では租借には全く言及していない。またウティ・ 自決、 領域権原の取得、 (Torres Bernárdez, 国境その他の領域的制度、 "The \Uti Possidetis Juris ポッシデティス原